

平成29年9月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 藤 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願ひします。

まず三宮十五郎議員、お願ひします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

8番、日本共産党、三宮十五郎でございます。

きょう、私は2点にわたって市長を中心に担当の部課長の皆さんにお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、介護を受けなければならない重度のハンデのある人々に必要な公的サービスが届けられているかという問題で質問をさせていただきますが、今お手元に配らせていただきました表をごらんいただきたいと思いますが、これは平成20年から28年度までの人口と後期高齢者医療の人数、そしてその次が介護認定者、その次が介護認定者のうち介護3以上の方の人数。そのうち障害者手帳を持っていない人が、これは26年と27年と28年でございますが、いずれも認定を受けている人の53%おります。そして、特別養護、その後に入所している人の人数があります。現在は、特別養護老人ホームは介護3以上でないと入所できない仕組みになっております。その次が特別障がい者手当受給者でございますが、これは一定の所得制限はありますが、在宅で重い介護を受けている人に対して支援をする国と県からの特別手当の弥富市の受給者の人数であります。これは小数点がついておりますのは、月数で表記してありますが、12で割ると年間を通じて35.3人が受給をしていたという。平成28年にはそれが28.7人に減少しております。その隣が介護認定を受けている人のうちの介護2から要支援1までの人でありまして、それぞれの年度末の数字であります。ここでさらに最後に3年間の障害者手帳のない人の数を表記しておりますが、26、27年度は持ってない人が57%、

28年度は60%ということで、この表をつくって私自身もちょっとショックを受けております。

もともと障害者基本法が国際的にも改められて、ハンデのある皆さんが健常者の皆さんと同じように日常生活や医療、あるいは介護、そうしたサービスを受けながら変わらない暮らしができるようにということで、障がい者支援、あるいは介護の支援が行われているわけですが、全くこういう制度についてサービスの外に置かれている人たちが半数を超えている。特に要支援の関係の人で、これは要支援は介護度が軽いというふうに、あるいは障がいの程度が軽いというふうに考える人がおられますが、介護は日常生活が他人の手助けなしにはできないということで、ある意味非常に大きいハンデを抱えております。例えば心臓だとか人工透析をやっておられる皆さんは身体障害者手帳が1級ですが、通常トイレに行ったり、自分で食事をするとか、そういうことについていうと何の障がいもありませんので介護認定は基本的に受けられない仕組みになっておりまして、要支援1であっても、そういう人たちも要支援には認められないということでもありますから、認められるというのは日常生活を他人の支援がなければ薬をきちんと飲むことができないとか、あるいはトイレへ行くのがなかなか御不自由だとか、こういう状態でようやく要支援1になるということですので、とても障がいの程度や介護の程度が軽いということで放置できない。要するに他人の支援がなければ日常生活ができないという人でございます。

特に今見ていただきましたように、平成28年度で見ましても、介護3以上の認定を受けている人が543人ですが、障害者手帳を持っている人は257人、介護2から要支援1の人は60%が障害者手帳を持っておりません。そのため保険医療の無料制度、子供の医療費と同じような制度ではありますが、在宅の人は市の障がい者手当、これは重度障がい者が2つ、例えば通常の身体障害者手帳で1・2級、そして療育手帳で言うところのA判定ですか、そういう場合は1カ月7,000円の市から手当が支給をされることになっておりますし、さらに1・2級の皆さんについては3,500円、そして3・4級の方には2,500円、5・6級の方には1,500円という手当が出ておりますが、特に重度の介護を受けるような皆さんにとっては、今は精神障害者手帳受給者の皆さんにも身体障がいの1・2級相当の1級の方には3,500円の手当が出ますので、身体障がいの2級があれば合わせて7,000円の手当が受けられまして、さきの介護なんかの引き上げ、介護サービスの一定の、といってもそんなに高くない収入の人たちに対しても2割負担が行われておりますが、そういう中でデイサービスを1回減らそうかなんて思っている方にとっては、こうした支援が受けられることは非常に大きな手助けとなります。

特にこの間いろんな方が私のところへ直接電話をしてみえたり、あるいはお目にかかってお話を聞く機会がありましたが、実は御主人がもう6年近く介護を受けて、初めから特養に入るか、それとも在宅で老々介護をするかということで、私の元気なうちは老々介護で頑張

りますということで自分でも決意をしましたが、やはりそんなにいたたまれないということもありまして、大変御苦労されて支援センターやそういうところで相談をしても、そういう人たちを手助けするような制度はないというふうに言われて、身体障害者手帳の取得だとか、そういうことについても全く考えが及ばなかったが、いろいろ私たちと話をするきっかけができたことから身体障害者手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳を取得することができて、やっとなら少し一息つけるというふうに、5年も6年も支援センターに足を運んで、何とか私たちを助けていただくような制度はないかということでお尋ねしたけれども、そういうことが教えていただけなかったと。実際に包括支援センターでも、あるいは他の福祉センターなどにあります支援センターでもそうした問題についての理解や取り扱いがほとんどされてなかったことがこういう結果になっておりまして、もう少し私や市の職員の皆さんも頑張ってくださいというところの人たちも、特に以前は海南病院のソーシャルワーカーの皆さんが中心になって頑張っていたこともありまして、弥富の福祉はよく進んでいるというふうに理解をしておりまして、今ややっぱりいろいろ仕事も忙しくなり、制度も複雑になってきた中で、そういう支援が必要な人が半分以上も制度そのものも知らないというような状態でこういう事態を迎えているということを考えましても、今私はこうした人たちを支えていくということで言いますと、やっぱり国や県のいろんな制度もありますが、実際には市の窓口のさまざまな説明や、あるいは実際に弥富市の場合はまだほかの自治体に比べて実は要介護、要支援の人たちに対して市の責任で税金の控除を受ける障害者手帳を持ってない人をきちんと把握して証明書を出すということをして続けてやってこられて、これは多分県下でも弥富が一番進んでいると思いますが、そういう中で今の手帳を持ってない方がこれだけおるということがわかりまして、非常に一生懸命やっていたおる割にはそっちが見落とされているということについて、あるいは介護の支援の必要な人たちに支援の手が届けられてないということについて、私自身も先ほども言いましたが、大変ショックを受けております。今、やっぱり市の役割から言いますと、こうした人たちによく理解をしていただける案内をされて、支援を必要としている人たちが市だけでは十分なことは当然できんと思いますが、しかし今市が行っている制度は受給できるようにするということは、私は市にとっては大変大きな責務だというふうに考えておりますが、このことについてまず市側はどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

現在、介護認定を受けられている方が平成29年4月現在1,665名お見えになります。そのうち身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など、障害者手帳を持っている方を除き、自立度判定基準に適合する方に障がい者控除認定書を交

付させていただいております、平成29年3月末で955件交付をしております。

障害者手帳の取得を積極的に推進することはございませんが、手帳をとれる可能性のある方には障がい者控除認定証発送時にチラシ等を同封し、お知らせをして努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 以前も市側は手帳は当然本人の申請でありますから、本人の申し出がなければ発給する必要もないし、できないことではありますが、問題はやっぱりこういう制度がある、広報なんかで周知をしているというお話もありましたが、実際に今部長おっしゃられたように弥富の場合はどなたがそういう障がいのある状態で手帳を持ってないかということを一一人一人つかんでいるというのは、これはまたショックでもありましたが、一つは強みですよ。どこにそういうハンデを抱えた人がおるかというのを市がきちんとつかんでくださっているというのは今後の施策を進めていく上で非常にこれは朗報になると思いますので、ぜひこういう皆さんがわかりやすいものとして制度の周知をしていくとか、それから私も申請書の書類を見せていただいたんですが、ちょっと私たちが読んでもわからんような内容がいっぱい書いてあります。そうすると、やっぱり判定してもらうにはどの医療機関なり、要するに県なんかの認定を受けた医師でないと、委嘱を受けた医師でないとできんわけありますから、どこにそういうことができる人たちが、あるいは病院、診療所があるということを知ることとあわせて、そこでの診断の受け方や、それからその人の状況から見て、例えば国・県の在宅を特別養護老人ホームに入ることができるけれども、とにかく私が元気なうちは自分の責任でというのは、そういう方は男の方も女の方もありました。私も何人かお目にかかったことがあります。

ただ、全く訪ねていっても誰もそういう制度があるということ、あるいは私たちがほかに支援を受けることができるということ、そういう制度は多分ないよというふうに言われてきておって、本当にどうにかかなりそうな状態がずうっと続いておったけれども、今回精神障害者保健福祉手帳と身体障がい者、要するに車椅子でないと生活できないということと両方で身体障害者手帳取得を今準備しておりますが、それがあると今までデイサービス減らしておったのをきちんとサービスを受けられるだけ受けることができるというふうに言って大変喜んでくださっておりますが、いずれにいたしましても例えば所得制限についても今の国の手当なんかにつきましても、かなりの通常ひとり暮らしや夫婦だけの、多分大多数の人が対象になるような所得制限なんです、問題はやっぱり自分たちがその対象になるかどうかというのはなかなか自分ではわからない。市のほうもなかなか踏み込んで進めることにちゅうちょしているのは、診断には数千円のお金がかかりますから、お金をかけて必ずしも思うようにならなかった場合にどうするんだという問題もあると思いますが、少なくともそうい

う人たちがある程度理解できるような、どこの誰がおるかというのはよく市側はわかっておりますので、そういう内容の説明をしていただくこと。あるいは私たちにもどこの病院やどこの医師が、これはインターネットなんかでも公開している資料だと思いますので、ぜひ出していただいて、そういう人たちと接触するときにお話ができるようにさせていただきたいと思いますが、そういう資料を提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 制度の周知に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、個別通知の際にお知らせをするようにし、またわかりやすい制度周知に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それと、これは要望でございますが、前回のときに包括支援センターや、そういうところでやっぱりこういう案内をケアマネジャーやヘルパーの人たちができるように周知していくというふうにおっしゃられましたが、残念ですがまだとてもそういうものになっておりませんので、この面でもぜひきちんと市の委嘱しております包括支援センター、あるいは社会福祉協議会にも委嘱しておるところ、両方2カ所持っておりますので、そこでもきちんとその責任者の皆さんがこういう制度について理解できるように一つ周知をしていただきたいと思います。

それでは、今の部長の御答弁とあわせての問題なんです。結局、弥富市の制度と愛知県の制度で通常は身体障害者手帳を持っている3級より、場合によっては4級も一部ありますが、人たちに対する助成は、県と市が半分ずつ負担していますね。ところが精神障害者保健福祉手帳のほうは、精神障害者保健福祉手帳の1級は身障手帳の1・2級相当ということでございますが、それから2級は3級相当ということで厚労省のほうも位置づけておりますが、これについてはその人たちに対する医療費の支援は県はやっていないんですよ。国も多分今から21年ほど前だと思いますが、精神障害者保健福祉手帳の制度を設けるときにそういう通常は身体障害者手帳との意味合いというのはこういうふうになっているということも示されてやってきておりますし、それから同じようなハンデを持っている人に同じような支援を国や行政の責任でやっていくといったにもかかわらず、実際にはなかなか国も本気で乗り出していない。例えばJRの交通費の割引はやっていませんよね。やっとならんで西鉄でしたか、大手の鉄道会社が障がい者対象割引を始めるというようなことで、21年も22年たってもまだそういう状態で、とても国際条約を批准した国がやっていることとは思えませんので、ひとつそういう国や県に対する本来の趣旨に沿った国としての責任を果たしていく、県としての責任を果たしていただく。

特に弥富市と愛知県との関係で言いますと、この障がい者の問題とあわせて、子供の

医療費無料制度では、もし愛知県が半分持っていたら、恐らく7,000万円近いような費用が浮くわけで、愛知県よりもはるかに財政状態の悪い、今度長野がやりますんで6つの県が中学卒業までに医療費無料制度を県の制度として県下の全市町村が同じ足並みをそろえていけるようにとやっておりますので、やっぱり東京都に続く財政力を持っております愛知県ではぜひ少子化の問題や高齢化の問題は今大きな課題になっておりますが、愛知県にふさわしいやり方として、ここは障がい者の対応と子供の医療費を他の県でも手がけておりますので、やっていただければ恐らく合わせると年間7,000万円をはるかに超える8,000万円近いような市の財政が動くこととなりますので、この面でもぜひ県に強く働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がい者を対象とする運賃の割引につきましては、身体障害者手帳や療育手帳を取得されている方には公共交通機関等において割引の対象とされていますが、精神障がいの方については割引対象外とされています。議員の申されたとおり、最近では西日本鉄道株式会社において精神障害者保健福祉手帳を持っている方を割引対象として加えられました。

障がい者の割引制度につきましては、各事業者が国の通知に基づきまして、事業者の負担のもと実施されることから、国、事業者が積極的に精神障がい者の割引にも取り組まれることと考えております。

また、県の精神障がい者に対する医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者に対し、障害者自立支援医療を適用した精神疾患にかかる通院医療費と精神病床への入院医療費を助成対象としておりますが、その他の疾病は対象外となっております。

本市では平成27年度より精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者には市単独事業として全疾病を対象に医療費を助成しております。現在、愛知県内の各自治体も精神障がい者医療費助成の対象範囲を単独事業として拡大しており、県による精神障がい者医療費の助成拡大を今後とも要望してまいります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それとあわせて、以前からここで議論を重ねてきたことですが、やはりこれほどの介護認定を受けた人がおって、そしてとりわけ高齢に伴う移動手段を失う。要するに車に乗れなくなる。そして、自転車に乗っておって、こけて足を折ったりすると、家族から二度と自転車に乗っていかんと言って、同居の家族がおる人はそう言われるし、ひとり暮らしだったりお年寄りだけで暮らしている人たちもやっぱり子供たちから厳しく言われて、同時にお年寄りにとって骨折というのは本当に大きなダメージになりますので、そういうことを考えると、やはりこれは買い物や通院、こういうものがそういう人

たちにふさわしい方向で保障されるということが今弥富市にとっても喫緊の課題でございます。

従来からここで議論を深めてきたことでございますが、例えば通常の身体障がいの3級以上の人につきましては、年間48枚のお迎え料金と基本料金のチケットを配ると。ところが身障1級でも日常生活には支障ないという、車にも乗ったり自転車に乗ったりされておる。ところが介護を受けるというのは他人の介助なしにはお薬も自分で飲むことができない。誰かがいつもそれなりにその人の程度によって見守っていないきゃならんというような人たちでありますと同時に、高齢の方が多いわけでありますから、非常に足元が大変なんですね。出さない理由の一つに、余り使われていないということが言われましたが、ずうっと私も気をつけて見ておりますが、近くに子供だったり近親者がおる人たちはやっぱり買い物や通院は危ないからといって、そういう人たちがやってくれているんですね。ところが、そうじゃないひとり暮らしだったり、お年寄りだけという人たちにとってみると、自転車に乗れなくなると全く行動範囲が狭まる。しかももともと足が痛いとか、そういうことで歩行能力が落ちてきておりますので、ここは使わない人は使わないわけですから、やっぱり一定の、とりあえず障がい者並みの支給をする。

ただ、48枚というと1往復したって月2回ですよ、実際に利用できるのは。ましてや弥富のように南北に非常に長くて、東部や南部ではなかなかそれでタクシー使ったって2,000円、3,000円という負担がかかるという問題がありまして、この問題はなかなか大変な問題なんです。ただこれもお金のある人たちはそういう重度の障がいの家族を抱えておる場合には、例えば課税所得が2,000万あるとか1,500万あるような人たちは50万60万の所得税と住民税が1人について軽減されるとか、それから医療費や介護の費用がまた税金の控除を受けられるとか、あるいは3ナンバーの車でも実際にその人のために使うというなら自動車取得税や重量税が免除されるとか、そういうサービスがありますし、それから身体障がいの足の障がいと言いますと1カ所の障がいでも6級以上の人につきましては、自分が乗る車については全部自動車税の免除が受けられるということを考えますと、やっぱりここは何らかの方法でもう少し、今すぐ解決はできないにしても踏み込んだ対応が必要ではないか。

例えば十分ではありませんが、生活保護の人たちにつきましては医師が必要と認めた病院に対する通院の費用については、市というか生活保護費の中で負担をされるとか、あるいは介護につきましても、主に介護を受けている人については家族の中で少し元気な人がおって、仕事も行かずに介護しなきゃいかんような状態になった場合は、家族介護で一定の手当が出されるとか、家族が介護できん場合は他人にお願いするときはその費用が出されるとかということで、最低生活の保障ということはされておりますが、ほとんど税金がかからないような少ない収入の人たちにとっては何のあれもなく、全部自己責任ということになりますと、

とてもそういうハンデを持って暮らしが立ち行かなくなっていくしますので、ぜひそういう人たちの足を確保する問題について真剣に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたい。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 要介護認定を受けられている方などが外出する際に利用していただくタクシー券につきましては、議員がおっしゃられたとおり、現在24枚を交付させていただいております。

平成28年度の利用状況は719人に交付していきまして、全て使い切られた方が155人、率にいたしますと約22%になります。1枚も使われなかった方が199人、これも率にいたしますと約28%ございます。こういう状況でございますが、全体での利用率は42.6%となります。これまで利用率が低いということで追加交付は控えさせていただいておりましたが、議員が言われますように、使い切ってなおお困りの方もお見えになると思いますので、平成30年度から使い切った方に限り12枚まで追加で交付をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） タクシーなんかの関係もありまして、民間での移動支援というのがなかなかまとまらんという問題もありますが、既に全国的には一定の方法でそういう通院や買い物の支援をしているところも各地にございますので、ぜひそういうところも参考にしていただきながら、やはりこれについては今後検討課題としていただきたいと思いますが、そういう支援をしないととてもこの人たちが、特にひとり暮らしだったり高齢者だけの世帯については喫緊の課題になっておりますので、来年からやるとかそんな話にはなりません、一度国のほうもいろいろ制度についての改正も考えているようでございますので、あわせてとにかく買い物ができないということと医者に通えないということが実際にできなければ生きていけないわけでありまして、基本的人権の一つでありますので、そういう問題として御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員が申されたことにつきましては、国の制度の改正をにらみながら、私どもささえあいセンターではどのような対応ができるか等々も含めて今後の課題だと認識しております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

八穂クリーンセンターの大規模改修は今日的課題に合っているかということについて、少し立ち入ってお尋ねをいたします。

来年4月から水銀等の排出を、ここで使っているような大型焼却炉については、大気汚染防止法による規制がいよいよ始まるわけではありますが、本格的に今の八穂クリーンセンターの改修が対応できるものになっているかということについて、まずお尋ねいたします。

世界的に水銀汚染が大きな問題となり、水銀に関する水俣条約が国際条約として採択され、いよいよ来年4月から規制が実施されることになっております。日本の焼却炉の排ガス規制は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシンに新たに水銀が加わって6項目となります。ヨーロッパでは水銀を含む焼却炉の排ガス中の重金属類等の規制対象項目は12種類となっており、日本は大幅におくれています。環境ホルモンなどの影響や、またこういう大気汚染、あるいは最近のいろんな食料などによりまして、私たちの子供の時代には考えられなかったような環境汚染によります鼻炎だとか、あるいは皮膚炎だとか、さまざまな障がいが発生し続けておりますが、やっぱり温暖化問題とあわせて環境を守ることにつきましては、もっともっとしっかりとした立場を確立することが強く求められていると思いますが、今、環境事務組合の弥富の八穂にありますクリーンセンターの大規模改修は、今後15年間の使用のため50億円をかけた大規模改修が計画されていると聞いておりますが、水銀に関する水俣条約が国際条約として採択され施行されることになっているが、これに対応できるものになっているかということに私がお尋ねをしましたら、担当の方のお話だと、まだそこについてはきちんとしていないというようなお話でございましたが、排ガス中の水銀を常時測定できる機器を早急に設け、市民の健康や地域の安全と安心を守るための積極的な役割を我が弥富の服部市長は弥富市長でありますと同時に環境事務組合の副責任者という立場を担っておりまして、この施設の安定的な運営と、あわせて弥富市民の健康と安全を守る責任を兼ねておられますが、ぜひそういう立場からこの問題にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

特に今この施設が30年たったらよそに移転をするという前提の協定によって運営されておりますが、通常こういう施設を30年ごとに場所を変えるなんていうことはなかなか実際できることではありませんが、そうせざるを得ない状況になった背景には最初の佐織町にありました焼却場をつくる時に、既にその年の環境基準になっておりましたが、全国的な公害病やいろんなそれに反対する運動、そして改善を求める国民世論の中で大幅に排ガス基準が改正されることがわかっている中で、今の基準さえ満たせばいいという対応を、当時は1市11町村衛生組合といって海部・津島の11の市町が参加をしておりましたが、それで決定して購入に踏み切った。そうしたら住民の皆さんが裁判を起こして、こういう大規模な焼却炉は、本体を中に入れてから屋根や最後のね、大きいもんですから建屋をつくって中に入れるというわけにいきませんので、最終的につくり上げるんですが、焼却炉などの機械を入れて、入れたところで裁判の差し止めを食らって、結局ここで協定ができなければ一切作業が前に進

まないという深刻な状態になって、一定期間使ったらよそに移転をするということや、それからいろんな排ガス規制に適合する装置や施設をつけるということを協定してきた経緯もあって、今回、弥富に移転をするときにも、その流れが引き継がれて、そういう30年間の協定、そして20年たてば移転地を探すという約束がされておりますが、やっぱり公害問題が深刻になっておりまして、今ある場所につきましても田んぼの中でございますが、あの設備をつくる時も下水道の処理場をつくる時も環境影響調査を行ったところ、いずれもばいじん、いわゆる粒状浮遊物質と言うんですか、PM2.5などとも言われるものもその中に含まれていると思いますが、これは環境基準を超えているんですよ。そういう中であそこも稼働している。さらにその後、臨海部の工業用地に対する規制緩和で緑地をとらなきゃいかんのを大幅に削減するというようなこともされております中で、より安全で安心なもの。ましてやこの水銀は使用が禁止されて、その後始末に大変な費用が伴うものでありますから、東京などでも例えば足立清掃工場につきましては水銀が投入されて、常時測定やっていますからわかりますから、水銀を除去するのに2カ月半も焼却炉をとめて、2億円を超えるような損害を出したということもあるぐらい。だから、油断できないんですね。燃やすと蒸発してしまいますから、後に残りませんので。今は日本中ほとんど測定してない状態ですので、環境への影響なんかも測定しなければわからないという問題はありますが、やっぱりこういう問題にきちんと取り組みながら、地域住民の理解もいただき、そして健康も守る。あるいはこの地域の農産物なんかに風評被害も発生しないようにしてというのは、私は弥富市にとっては非常に大きな課題だと思っておりますので、この問題について現在どのように進んでおり、市長はというふうにお考えになっているか、まず御答弁いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

平素は八穂クリーンセンターの運営につきまして、その構成自治体でございます4市2町1村の住民の皆様、そして議員各位にはこの運営につきまして大変な御理解をいただいているというふうに思っております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど御質問の中にもございましたように、この八穂のクリーンセンターの操業協定というのがあるわけでございますが、平成14年操業という形の中において、向こう30年間の操業を認めるというようなことでございます。そして、10年前になりましたら、これは平成34年になるわけでございますけれども、次の候補地をしっかりと探して、新しいところに対して操業するよというよという形のもので操業協定の中に書き込まれているわけでございます。私どもといたしましては、平成30年から34年ということになりますと、あと5年ほどで次の

候補地というような形になるわけですが、これは大変なことではございますが、これはまだまだ非公式ではございますが、今現在は管理者としてあま市長に担当していただいております。そして私、副管理者という立場ではございますけれども、地元の地連協の皆様方に操業の延長ということをお願いをしているというような状況でございます。また、正式な場をつくりながら御理解をいただくように努力もしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

本題の、いわゆる排ガス測定という形の中での水銀問題でございますけれども、これは当初から地元地連協の皆様方と排ガスの測定数値につきましては年2回公表させていただきながら、安心・安全の操業に努めるということを徹してやっておるわけでございます。今までそういった形の中で問題があったというようなことは一度ないわけでございます。そうした形の中で、八穂のクリーンセンターの操業に対して、環境事務組合のスタッフの皆様、そして職員の皆様の日ごろの努力に対して、これも感謝申し上げていきたいというふうに思っておるところでございます。

今、大規模改修という形のもが進められておるわけでございますけれども、こういったことが今年度最終段階に入ってくるというような状況でございます。そして、当初より排ガスのダイオキシン類の対策として活性炭を噴霧しており、その活性炭においては水銀を吸着する効果もありますので、そのような手法をもって排ガスの中における水銀対策というものをとっておるところでございます。今、炉が3つございますけれども、その中においては多少その炉の場所によっては数字としては変わってくるわけでございますけれども、今はかつております水銀という形の中においては0.004ミリグラム／立米という形の中で、これは法定的な規定値というのがございまして、これは法的には0.05ミリグラム／立米という形でございますので、大幅に水銀の量というのは下回っておるところでございます。まさに安全という形の中で操業をさせていただいているということでございます。

しかしながら、来年度からこの数字ということについてしっかりと記載をしていくというようなことがございますので、これは他の排ガスである窒素酸化物であるとか硫黄酸化物、あるいは塩化水素というような排ガスがあるわけではございますが、それと同じような系列で水銀というような数値を記載していかなきゃならないというふうに思っておりますので、しっかりとこの辺のところについては来年度からの操業に対して水銀数値を明確にしていくということをしております。そういった形の中においては、今回の第2期の基幹的な設備改良工事については、水銀対策ということについての対策は講じておりませんが、今までどおりしっかりとした炉の管理をすることにおいて、また具体的な水銀の数値を来年度から公表することにおいて、地連協の皆様、そして安全操業という形の中で御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

その中で一番大事なことはやはり蛍光管であるとか、あるいは水銀の体温計、あるいはボタン電池といったような、いわゆる水銀を使っている製品を中に入れないということが一番大事だろうというふうに思っております。こういった水銀対策を我々それぞれの構成自治体の中でこういったことを確認をもう一度しながら進めていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。いずれにいたしましても八穂クリーンセンターが大規模改修をしておりますけれども、全て排ガス等においては測定数値は基準内という形で大幅に下回っていることを御理解いただきながら、今後もしっかりと操業に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長もおっしゃられましたが、やっぱり地域連絡協議会の皆さんにいろいろ御同意いただかなきゃならんという非常に難しい課題を抱えておりますが、それだけにこういう大規模改修のときなんかはきちんと連絡をとり合ってやってくださっているとありますが、水銀につきましては多分今は特定の方法で特定の時間での検査だと思えますが、やっぱり常時監視をできる計測器ですね。今はガスは全部そうですよね、排ガスについては。だから、水銀についてもそういう類いの計測装置はやっぱり私は入れる必要あるんじゃないかと。関東でいろいろ問題が出ているのは、そういう常時測定をやっているから、結局横着な人たちがあって、燃やしてしまうと後に残りませんので、だから焼却場に持ち込むということがされて、足立工場なんか相当大きい被害を受けたんですが、やっぱり今、市長がおっしゃったようにきちんと対応すればそんなことはないと思えますが、ただ規制対象になって、当然今のほかの排ガスと同じように常時監視できるシステムにしなければ私はちょっと、特に今から全面禁止になるもんですからたくさん使っている人たちがどこへ処分、一番安い方法を考えるというような方法でされたらそんなことになりますので、そこはやっぱりやっていくというんですか。

地連協の皆さんと今回の50億の改修の内容については提示して、あるいは水銀の問題についても皆さんに話をして協議を進めてきているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今おっしゃるように水銀の自動測定装置（連続測定装置）でございますけれども、これは大気汚染の防止法に規定をされておられませんので、基本的には取りつける、そういった形の工事は今回の中においてはやってないということでございます。

そうしたことにつきましては、地元の地連協の皆様、あるいは私たちの構成自治体というような状況の中においては、この工事の内容、大規模工事の改修という形については詳細についてお話をさせていただきながら進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 既に関東ではそうやって常時監視のシステムが稼働しているようでございますので、一度御検討いただいて、なるべく地元の皆さんが安心できるような、特にまちの中じゃないわけですから、やっぱり余計持ち込みやいろんなことが行われて、気をつけておってもわからんもんね、隠して持ってくれば。そういうこともありますので、やはり24時間監視できるような方法が望ましいと思いますので、要望しておきます。

次に、資源や環境対策としてごみの発生抑制、再利用を優先的に取り組むことが定められており、家庭用ごみ1人1日当たり500グラム以下の目標に向かって、今全国的な規律が決められ努力がされておりますが、やっぱり弥富市の決算時に配付される実績報告書を見ましても、全体像がわかり、どれほど再利用されているのか、発生抑制が進められているのかということが全体にわかるようなものを定義し、行政も議会も市民の皆さんも一緒になって、なるべく燃やさない、資源の無駄遣いはしない。そして、環境に配慮していくという上で、今までどちらとえば、やっぱり焼却場で燃やすのが一番コストが安いというような考え方もあって、いろんな努力がされてきましたが、1人500グラムに家庭ごみを抑えるということとはなかなか大変なことのようでございますし、さらに最近ではコンビニを初めとした産業系のごみが結構ふえていて、減量になっていない経緯もございまして、全体として環境汚染を抑えるという意味で言うと、可能な限り燃やさない、そして資源は再利用していくということを正面に据えた取り組み。それから、それが実際に我がまちでどうなっているかがわかるような実績報告書をこれから交付していただくということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 循環型社会形成推進基本法におきまして3Rと言いまして、リデュース発生抑制、リユース再利用、リサイクル再生利用の考え方が導入されております。まず3R、燃やして熱回収はその次でございまして、最後に適正処分という優先順位がうたわれております。

第3次循環型社会形成推進基本法におきまして、1人1日当たり家庭系ごみ排出量を平成12年度実績660グラムから、平成32年度には議員がおっしゃられました実績を500グラムまで削減する目標が掲げられております。

本市の昨年度のごみの排出量は、可燃ごみ7,124トン、不燃ごみ329トン、瓶、缶等の資源ごみは634トンでございまして、本市の平成28年度の1人1日当たりの家庭系ごみの量は554.5グラムでございました。平成28年度より廃蛍光管の回収も初めましてリサイクルに努めております。目標値に近づけるためには、市民の皆様の分別の関心と行動力によるところが大きいと考えますので、啓発や説明の機会を捉え、御理解がいただけるよう努めるとともに、ごみの減量が地球環境の保全につながることを伝えてまいりたいと考えております。

議員から申されました主要施策成果報告書の表記の仕方についてでございますけれども、ごみの排出量の詳細につきましては八穂クリーンセンターから示されないとはっきりした数値はわからないものでございますので、主要施策成果報告書を作成する時点で間に合うことがあれば掲載してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この問題はやっぱり弥富市にとっても、それから環境事務組合の参加市町村にとっても非常に大きな問題でございますし、何よりも地元の鍋田の皆さんにとってはヨーロッパに比べて大幅におくれている環境問題への対応というんですか、そういうばいじんについては、ずうっと環境基準を、田んぼの中ですからきれいかなと思っていたら、設備をつくる前の計測でいずれも基準を超えているということを考えても、ますます車両が多くなるとか、それから企業が進出してくるとそういう問題も出てきますので、全体的な規制をやっぱり強めていくことと同時に、ごみはごみで地域の皆さんの理解を得ながら安定した処理ができるように、そしてまた実際に市民に自分たちでやっていることがどういう状況になっているかということを見える形で示していただくということを、思い切った努力をしていただくことを強く要望して質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤高清議員が途中退席したい旨の申し出がありましたので、これを認め、報告します。

次に朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は行財政改革についての質問であります。

弥富市の財政の現状と、それから今市民の皆さんが思われている感覚に多少のずれがあったりすることがよくあります。こういう大きなものをつくってほしい、こんなものを買ってほしいだとか、そういった発言をよくよく皆さんも聞いておられると思いますが、今、弥富市は厳しい状況にあるという認識をしっかりと市民の皆さんに抱いていただく、そういった中でそういった話をしながらも、一方では希望を持てるような、そういった提案を財政健全化を図って、一方ではそういった未来に向かう提案をしていかななくてはならないという認識を私は思っております。

さて、施政方針演説で市長が述べられた中に、平成29年度は「行政構造改革元年」という言葉に込められた喫緊の大型プロジェクトであります新庁舎建設事業やJRの橋上化駅事業、まずはこの大型プロジェクトをしっかりとまとめ上げることが1丁目1番地の今の弥富市の政策課題であること、そして将来を見越して公共施設の更新事業が2032年にピークを迎えることや人口減少社会に直面し、市税の減少や後期高齢者がピークを迎える2025年問題など待ったなしの状態に今私たちは立ち向かわなくてはならないと、そういった危機感のあらわれであると私は理解をしております。そんなときだからこそ、今判断されるべきは将来世代への負担軽減であることも同時に考えなくてはならないと思います。市税を1円でも大切に使わなくてはいけないというのは言うまでもありません。このような危機感を持って、これからの市政の運営をしていかななくてはならないのだと改めて思います。これらを踏まえて、以下行財政改革について質問をしたいと思います。

まずは公共施設についてであります。3月議会では中期財政計画、そして公共施設管理計画に基づいて、具体的には今後どうしていくかという話をさせていただきました。今回はその話の続きといたしまして、公共施設を具体的に転用、統合、統廃合、複合化、廃止、民営化など各施設に具体的に目標をお示しするといったような内容であります。公共施設再配置計画についてお尋ねをします。この公共施設再配置計画の概要を改めて伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

弥富市におきましては、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少や人口構造の変化等により公共施設の利用需要が大きく変化していくことが予想されます。公共施設の維持管理、更新についても財政負担を適切に軽減、平準化し、当市の持続的な発展を見据えた再配置の実現が必要となります。さらに最適なコストと資産の活用を図るファシリティーマネジメントの推進に向け、公共施設の統廃合や再配置の基本的な考え方を整理する必要もあります。

平成28年3月、弥富市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、今後は総合管理計画で示された方針に基づき、次の段階で策定する計画として公共施設再配置計画があります。この公共施設再配置計画は次世代へ公共施設を適切に引き継ぐため、公共施設の現状を見える化して施設の課題を調査・分析することにより、より効率的、効果的な維持管理、運営方法及び施設配置を実現するための計画となります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この再配置計画について、いつ市民にお示しできるかを伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

公共施設再配置計画の策定につきましては、おおむね2カ年を要するものと考えておりま

す。その主な業務内容といたしましては、再配置の方針決定、公共施設の評価、分析、劣化度調査、市民アンケート調査やワークショップの実施、市民向けの説明会などを行ってまいりたいと考えております。

この公共施設再配置計画の策定には、市民の皆様との合意形成を図っていくことが必要不可欠であり、非常に重要なポイントになってまいります。この再配置計画は、行政と市民の皆様とが一緒になって知恵を出し合い、ともに考えながら進めていく必要があります。

さらに再配置計画の策定を進めていく上では、市民の皆様へ理解を深めていただくために計画の策定過程等を適宜「広報やとみ」や市ホームページを通じて情報提供、情報共有をしてまいりたいとも考えております。そのため来年度から計画の策定作業に入り、策定完了は平成31年度末ごろを予定しております。再配置計画の市民の皆様への公表時期は平成31年度末ごろになろうかと現在は考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市民にお示しできる時期は31年度末ということでございます。2年計画ということで、この2年でやる内容ですけれども、再配置計画というのは外部委託業務でありますか、それとも内部で作成する業務でありますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

公共施設再配置計画の策定方法につきましては、さきに御説明いたしましたとおり、公共施設の評価、分析、劣化度調査やアンケート調査等の膨大な作業と専門的、技術的な知識が必要となってまいります。市役所内部のみで策定することは困難でありますので、専門のコンサルタントの力をかりることによって再配置計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ただ、専門のコンサルタントの力をかりるといいましても、やっぱり外部の業者さんに関して、今の弥富市の状況を把握することは困難かなと思うんです。そういったときには、やはり内部である程度の案をつくらなければならないというのが当然のことだと思うんですが、その案は既につくられておる状態でしょうか。それとも今後つくっていく状態でしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

現在、私ども秘書企画課の企画政策グループのほうで立案は素案というものの素案を立案している最中でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 前回の3月議会での御答弁の中にもありました。合意形成が大切だと。市はこの合意形成をしっかりと図っていくんだというお話でございますし、その合意形成を図る中でも、やはりその案を提出して、その案に基づいた賛否というのをとるとというのがやっぱり大事になってくるのかなと思います。ですので、その案の公表という時期もあわせて考えていかななくてはいけないと思うんですが、何にせよあるものをなくす、そういった議論をしていく中というのは本当に慎重に事を運ばなければいけませんし、市民の合意をとれる、そういった全員の合意をとるというのははっきり言って難しいことであると思います。そういった中で財政の健全化を図っていくためには、やっぱりこの行政改革をしっかりと進めていかななくてはならないという認識は市側も当然持っていることだと思いますので、事は慎重にはありますが、ある意味スピード感も持ってやっていかななくてはいけないことだと思います。

先ほど申しましたが、今あるものをなくす、このような計画を市民に伝えなくてはならない、そういった厳しい判断を要することが必ず出てまいります。一方で、この施設をなくすけれども、こういった新しいサービスを始めますので御理解ください、民営化しますといった場合、このような利点があります、統合だけではなくてこのような新サービスも始まりますなど、それぞれの各項目で余りお金もかけずにできるようなことをある程度そこに織り込んでいただいて、一緒になって説明していただければ市民の皆様の御理解もより得やすいものになると思いますし、例えば仮にですが、鍋田支所を廃止しますという計画を発表すると同時にコンビニで24時間住民票がとれる、そういったサービスを開始します。あわせて隣の農村環境センターに規模を縮小いたしますが、窓口業務を追加でやります。こういった内容をお示しすることも可能ではないかと思っておりますので、そういった検討も含めて、2カ年かかると言われましたけれども、そういった案を来年度はお示しいただいて早期に完了できるように強くお願いするものであります。

さらに再配置計画を作成しなければ、今コンサルタントに業務を委託されるということでしたけれども、それぞれどこを向かって個別の計画を立てればいいのかという判断ができないと思うんですね。廃止をするなら廃止をするといった個別計画を立てなければいけませんし、統廃合するということがならば統廃合に向かっての個別計画を立てていかななくてはならないわけですから、そういった計画を立てるものが全部完成した後に、それを市民にお示しして、こういった計画ができましたと言われても、もう否定もするところも何にもありませんというのでは合意というのはとれないのではないのかなと、一方では思います。先ほども申しましたが、そういった将来のことも考えて、スピード感を持って人口減少社会に今年でも早く対応することが本当に大切なんではないかなと思っております。

そこで、来年度、平成30年度に再配置計画をされる担当の人員増や、それにまつわる予算

確保を強く要望いたします。市長の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員の御質問に御答弁申し上げていきたいというふうに思っておりますが、先ほど公共施設の再配置計画ということのお話の中で、いろいろとその必要性ということについてあるわけでございますけれども、これは2カ年ぐらいでしっかりとまとめていきたいということで、そして次の第2次総合計画という形の中においてそれぞれの施設の集約化、複合化、あるいは老朽化に対する我々行政の考え方をしっかりと明記しながら計画的に実施していかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、その再配置計画を立てた後にはそれぞれの公共施設についての個別の施設計画というのが必要になってくるんですね。この建物はどうしていくんだという個別施設計画。そして、これを国のほうとしては32年までに完成しなさいということが言われておるわけでありまして。そうすると国のほうは、それに対して起債を発行していいですよという起債措置をしてくれるわけです。我々の手持ちの自己財源だけではなかなかできるものではありませんので、国のそういった制度を利用しながら起債を発行し、しっかりとした集約化、複合化、老朽化に対して取り組んでいくというような状況になります。

今、市内の公共施設は全て108の施設で、333棟という形で大変多くの施設があるわけでございます。こういった形でやっていると、非常に長いスパンになってくるわけでございます。そうした形の中には、より専門的な、議員おっしゃるような知識だとか、あるいは周りとの連携というようなことが必要になってくるわけでございますけれども、そういった形の中においては基本はそれぞれの所管をするところの担当でやっていこうというふうに思っておりますけれども、やはりスピード感もありますので人員的にはしっかりと対応していきたいということも考えております。来年度から対応していきたいというふうに思っております。それと同時に、先ほどコンサルという形で話がありましたけれども、我々としては2カ年で約1,800万程度の委託費を考えております。そうした形の中で、しっかりとまとめて次のステップへ行きたいというふうに思っています。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長の御答弁の中に人員増も図っていかなくてはいけないということをおっしゃいましたが、具体的に再配置計画をやるに当たって、どれぐらいの専門部署の人数が必要になってくるのでしょうか。その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その再配置計画を実行していく上において、特別の専任部署というようなことをこれからつくっていくかどうかについては、庁内でしっかりと議論をしていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、そういった形の中においては、管理職

が1名、そして事務職員という形で2名ほど。あるいはそういった形で技師が必要になってくるわけですね。そういった形の中での建築技師等においては、必ず専門性を有するという形の中では1名配置していきたいというふうに考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 合計、専門職も含めて約3名必要だということでございますので、ぜひ30年度から3名確保していただいて、さらに1,800万円かかるコンサルタント料、これもあわせて予算確保していただくことを強くお願いするものでございます。

続いて、これも再配置計画の中の具体的な一つになってきますが、保育所の民営化についてお話をさせていただきます。

ことしの5月に名古屋市に視察に出かけまして、保育所の民営化の先進事例を学んできました。弥富市も公共施設管理計画の中で人口1人当たりの延べ床面積が他市に比べて、一概には言えませんが、かなり延べ床面積が多い、そういったデータからも弥富市は保育には手厚いまちだということがわかるわけでございますが、一方でこの公共施設の管理計画という視点で見れば、保育所の民営化ということも考えて、その民営化させた弥富市に還元されるようなお金をやっぱり検討するべきかという視点でお話をさせていただきたいと思うんですが、名古屋市は待機児童問題を抱えまして、早期に保育所をふやさなければいけない。こういった状況の中で、公設だけで今後の老朽化対策やふえていく保育所の運営費を賄うことは負担が大き過ぎるという判断をされました。そして、民営化することでメリットがあるわけでございます。これは、一番は運営費を国と県が補助していただくということでございます。例えば90人規模の保育所では、この運営費が2,500万円削減することが可能となります。さらには整備費、公営では全額市の負担になりますが、これも4分の1負担で済むということでございます。こういった金銭面でかなり大きなメリットがあるということは一つの事実でございます。

一方で、民営化となるということは、逆に不安要素も出てまいります。一番の不安と申しますと、やはり民営ですので潰れる可能性が出てくるんじゃないか。そういった今預けているお子さんが通う保育所がもしかしたら潰れてしまうんじゃないのと、2年後、3年後は大丈夫なのというような不安が一方では出てくるということだと思います。名古屋市はその対策の一番として、それぞれの地域に公営の拠点保育所をつくって、一つが万が一潰れた場合は隣にここがございましてという拠点の保育所を設置しまして、その周辺を民営化させていくということで、地域に保育所が全くなくなる、そんなことを回避されております。

これを弥富市に置きかえてみますと、ひので保育所を仮に民営化させますということになれば、桜保育所や南部保育所、このあたりは今のまま残しましょうといったイメージなのかと思います。

そのほか保育の質の低下、利用者の負担が増すのではないか、こういったさまざまな疑問を民営化の3年から6年、こういった事前からしっかりと説明を行いまして、その上、移行の前年には引き継ぎ保育ということで、公営、民営の両保育士さんですね。民営化される保育所に行きまして、両方の保育士さんがいるような状態を1年つくられる、そういった配慮を行っているとのことでした。弥富市は待機児童もなく、健全な保育所運営が行われており、この現状のまま行くということが本来は一番望ましい、それは私もそう思います。しかしながら、今後のそういった人口減少社会、そういった未来に立ち向かうときに、このままではいけない、そういった思いも一方では生まれてくるわけでございます。

以上のメリット、デメリットも踏まえていただきながら、民営化を検討することを私は強く要望いたします。それについて市長の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

保育所の民営化につきましては、以前も多くの議員から御質問をいただいているというところでございます。本市の掲げる「子育てするなら弥富市へ」というキャッチフレーズのもと、私どもの保育所の運営につきましては県下でも安い保育料で運営をさせていただいております。それを維持してきておるわけでございます。まさに大きな子育て支援の柱となっているということは御理解をいただけることだろうというふうに思っております。

運営の状況についての保育所の問題を少し話しますけれども、歳入というのはやはり基本は保育所の利用料でございます。保育料でございます。これは保護者の方に御負担をいただくわけでございますけれども、その総額は約2億2,000万ほどでございます。歳出という形の中では一番大きいのが人件費であり、臨時保育士を含む人件費でございます。そういった総額の歳出が約12億でございます。そういう形の中では、その歳入歳出の差というのは約10億あるわけですね。これが私は弥富市の子育て支援の大きな柱としての、いわゆる保育サービスという形の中でやってきていることでございますので、そう簡単にはメリット、デメリットというだけでは保育所の民営化ということを考えられないというふうにも思っております。

御承知のように小泉内閣の三位一体改革というような状況の中で、国・県のほうから公立の保育所に対しての補助額というか、補助は全く受けることが今現状できてないわけでございます。そうした形の中では、一般財源の中でやりくりしていかなきゃならないという大変厳しさはありますけれども、しかしそれぞれのコストに対して先ほど歳入歳出の差が10億あるというふうに言いましたけれども、その中身については精査していかなきゃならないというふうに思っております。

一つは、保育所の運営に対してコストの縮減がどうできるかということについては、児童課、あるいは保育所の所長さんを中心とするところでしっかりと詰めていただきたい。そし

て、また今後の中では統廃合という形の中では考えていかなきゃならないというふうには思いますけれども、これは多くの保育所がそれぞれの学区に基本は1カ所しかないんです、弥富は。桜、日の出学区については別でございますけれども、その学区に1つしかない保育所を統廃合するということは、その地域の保護者の皆さんに大変な御迷惑をかける。これは私どもが柱とする子育て支援ということの中においては、やはり保護者の方の意見を無視するような形になっていってしまうだろうというふうにも思っております。これは、しかしさまざまな行政の公共施設の統廃合ということの中においては一つの考え方としては持たなきゃならない。

それから、保育料の問題でございますけれども、御承知のように20年間据え置いてまいりました。そして、ことしの6月議会においては、来年度から大変申しわけございませんけれども、保育料については改正をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。この9月定例会の厚生文教委員会におきまして、この保育料の問題については案内をさせていただきますので、また委員会のほうで御議論をいただきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、私は現在のところメリット、デメリットだけで保育所の民営化ということについては短絡に決めるべきではないだろうというふうに思っております。名古屋市の例を朝日議員もおっしゃいましたけれども、弥富は弥富の事情があるということも御理解をいただきたい。そして、全てが行財政改革の中に入れ込んでいくということではなくて、やはり弥富市としての強みというものも発揮していかなきゃならない。あるいは公共サービスの低下ということを防いでいかなきゃならないということがあると思っております。そういったことから、検討はしなきゃいけませんけれども、現在のところ民営化に移行するという考え方は、今現在は持ち合わせてないということでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長の言われたとおり、民営化をせずに保育料の見直しを行っていくということであります。民営化をしなければいけない、絶対しなければいけないというのはやっぱり保育、それから子育て、こういったものを力強く推し示していくには当然のことだろうと思いますが、私が申し上げたのは、一方で弥富市の行財政改革を進める上では必要ではないかと、その1点だけでございます。

続いて少し方向を変えまして、収入増、これは広告料などでございますが、そういった歳入を少しでもふやしていったらどうだろう、こういった議論をしたいと思えます。

まずは広告料収入、弥富市も予算化をされております。この28年度、それから今年度、平成29年度の現在の予算と実績を伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 広告料収入の現状について御回答いたします。

私ども秘書企画課といたしまして、弥富市オフィシャルウェブサイト有料広告といたしまして、平成28年度予算額60万、決算額43万5,000円、率としまして72.5%、平成29年度予算額60万、8月1日現在収入額48万5,000円、執行率80.8%となっております。

また、総務課のほうで庁舎内壁面広告といたしまして、平成28年度予算額14万6,000円、決算額14万6,400円、平成29年度予算額14万6,000円、8月1日現在はゼロ円ですけど、年度末請求のためゼロ円となります。以上となります。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 28年が72.5%で、43万5,000円で、今年度は48万5,000円あるということですね。これをもう少し推し進めてはどうだという話でございます。

お隣の桑名市、こちらにまた出かける機会がございまして、伺ってまいりました。そういった桑名市の先進地事例を御紹介させていただきたいと思っております。

全部で7つあります。1つはスマエコタウン陽だまりの丘、2つ、電力調達方法の見直し、3つ、広告つき番号案内表示システムの設置、4つ、広告つき案内地図板の設置、5つ、タッチパネルモニター、庁舎案内板、会議モニターの設置、6つ、雑誌スポンサー広告、7つ、公民連携ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度。

一つ一つの説明は省かせていただきますが、一部簡単に御説明いたしますと、2番の電力調達の見直しについては、庁舎や学校などで年間2,861万円の削減をされております。特に日暮れからの利用が少ない学校では電力調達の見直しがしやすいとの指摘があります。3番から6番までは、いわゆる広告料の収入でございまして、その収入合計が年約163万円。それから、7番のネーミングライツとは施設命名権のことでございまして、桑名市の市民会館を平成29年4月1日から5年間契約で50万円ですね。そのほかにも4カ所募集をかけておられるということでございます。

桑名市も同じような課題を抱え、こういった歳入増を少しでもふやそうといったことで、そういった試みを積極的に行っている一つの市かなという形で私は受けてまいりました。こういった歳入増を今以上に少しでもふやすために、例えば柔軟に対応して、ある業者さんに尋ねたときには、例えばうちだったら歩道橋に名前をつけるんだったらお金を出しますよといった場合には、そういったことも検討するというような、こういった柔軟な体制も必要なのではないかなと思っております。そういったこれからの広告料、それから歳入増について市長の御見解を伺いたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 歳入増や歳出削減という形の中でのお話の中で、いろんな桑名市の例を出していただいておりますが、こういったことは私たちも日常の行政の中で

それぞれの所管の中で検討しながら進めてきておるわけでございます。電力の調達方法についても、自由化というようなところで、いろんな企業が参入してきているというようなところで私たちはどうしていくんだと。中部電力に今までお願いしておるわけですけれども、引き続き中部電力でお願いする場合には、自由競争ですよというような形でしっかりと交渉させていただきながら全体のコストの削減を図っていくだとか、あるいはLEDに変更していくだとかいうようなことで、大きく今までも効果を上げてきておるところでございます。

また、こういった個々の問題についても、それぞれの所管でやっているわけでございますが、いずれにいたしましても我々の弥富市の背景、これは全国的にも同じでございますけれども、いわゆる社会保障費がどんどんどんどん伸びてくる。あるいは独自の事業として新庁舎の建設事業であるとか、JR、名鉄の橋上駅舎化、あるいは今構想的な来年度から取り組んでまいります火葬場の建設、それと同時に普通交付税という形の中で合併算定がえの特例措置がなくなっていく、こういう大きな要因が背景としてあるわけですね。こういう形で個々の歳入増を図っていかなくやならないわけでございますけれども、やはり企業誘致をしっかりとやっていくということで大きく入を伸ばしていくということが大事だろうというふうに思っております。

この9月は決算議会でもございますので、弥富市の固定資産税の大幅な増という形で私は理解をしていただいていると思っておりますけれども、市税も合わせて3億5,000万ほど伸ばさせていただいている。そして、前年比からすると4%以上の数字を伸ばさせていただいている。これも市民の皆さんの努力と同時に、いわゆる企業誘致を図ってきた効果だろうというふうに思っております。これから南部のほうにおいては、平成34年に竣工いたします名古屋競馬場の問題の中で未利用地が17ヘクタールあります。そうした形の中で、その17ヘクタールを含めて私たちが今後利用できる面積というのは約30ヘクタールほどあるかなというふうに思っております。この30ヘクタールをどう生かしていただくか、あるいはどう生かしていくか、こういったところに私たちは大きく歳入増を考えていかなくやならない。そして、今議会ではいろいろな形で行っております行財政改革をしっかりとやっていくということで歳出を抑えていく、そういったことの連続ではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましてもさまざまな施策を積極的に行っていくって、歳入歳出という形でしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

今、桑名市の例につきましても、これは大変結構なことだと思いますので、弥富市もこういうような状況のものについてはそれぞれの所管でしっかりとやっていくということを改めて申し上げておきます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 弥富市の力強く押し進めていけるのは企業誘致だということでありま  
す。これはやっぱり名古屋港隣接、こういった恵まれた地域であるということを生か  
していただく。そして、今、市長の御答弁の中にございました平成34年からの名古屋競馬場  
の移設に関しても、これもやっぱり弥富市が今から取り組んでいかななくてはいけない、そし  
て未来に少し希望が持てるような開発事業かと思えますので、力強く押し進めていって  
いただきたいと思えます。

最後に、ふるさと納税についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。過去にも一般質  
問で何度か取り上げられておりますので、できる限り省きながら、重複を避けながら質問を  
させていただきたいと思えます。

私からの質問は、ふるさと納税の本来の趣旨、そして返礼品の競争があり、制度趣旨から  
外れてしまっているのではないかと。この納税制度で弥富市は返礼品を用意していないとい  
う認識であります。2008年度からこの制度が始まりまして、自分の負担額が2,000円で自分  
の所得に応じた限度額に納税ができるということでありまして、その納税額が今3割を超え  
て、返礼品の上限額が問題になっております。余り過度な返礼品を用意するというのはやっ  
ぱりふるさと納税、さらに言えばこの税制度について少し疑問を呈しなければいけない点は  
私もあると思えます。例えば1万円の納税をした場合、自己負担額が2,000円であるわけ  
ですね。さらに向こうの取り分を1万円引く2,000円ですから8,000円。その8,000円の中で返  
礼品を5割設定すると、その半分だから4,000円市の取り分、その半分は返礼品に返すとい  
うことですので、この4,000円はその個人の人に使ってしまうというような制度であると思  
います。やっぱり個人に対して使ってしまったらいけない制度というのは一概にいいも  
のではない、私もそういう認識であります。

しかしながら、この返礼品の制度、こういったふるさと納税という納税の制度が今現状あ  
るわけでありまして。こういった現状をしっかりと見据えた場合、今、弥富市はこの制度で弥富  
市から出ていっているお金、それから弥富市に入ってくる金額、この差をまずはお尋ねさせ  
ていただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

弥富市にふるさと納税により寄附をいただいた額と、弥富市民が他の自治体にふるさと納  
税で寄附されたことによって市民税が控除された額との差ということでお答えさせていただ  
きます。

このふるさと納税につきましては、多くの自治体で先ほど議員おっしゃられるように返礼  
品が送付されるようになったこともございまして、2015年度から市民税の控除額が急激に多  
くなりましたので、2015年度から申し上げますと、2015年度はマイナス1,411万円、昨年度

2016年につきましては2,752万円がマイナスとなっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 実際この金額を聞かれて、平成27年が1,400万円マイナス、平成28年度は2,700万円ぐらいマイナスだと。私も1,000万円ぐらいはあるのかなと予想しておりましたが、2,700万円あるということでございます。はっきり申し上げて、この金額はでかいなと正直思います。

こういった金額の差は、弥富市は交付団体でありますので、後で交付金制度でという大きな財布での補填はあろうかと思いますが、この小さな財布と申し上げますか、ふるさと納税について、この小さな財布での考え方としてマイナスになっていると市民は考えると思います。そういった弥富市に本来は使うべき、納税していただくべき市税がほかの市に行ってしまう、こういった現状。今、弥富市がとっている対策はあるのか伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

愛知県各自治体のふるさと納税に対する、いわゆる決算というか、プラス・マイナスということは、ほとんどのところがマイナスです。名古屋市なんていうのは何億何十億、愛知県全体でも何十億という形の中で、いわゆる返礼品という形の目的のためのふるさと納税になっているということでございます。大事な税金を使ってそれぞれの地域の地産であるとか、いろんなものをお送りしてみえるわけでございますけれども、今、朝日議員がおっしゃったようにそれが正しいのかどうか、私としても疑問に思うところがございます。

そうした形の中においては、28年度は2,700万ということがありますけれども、これは総務省のほうから過度な返礼品については自粛するよという通達がこの春ぐらいからメッセージされております。これは一つのピークが過ぎてきたかなというふうに思っておりますので、今年度の29年は私は縮減してくるというふうに思っております。特にその対策については考えておりませんが、いずれにいたしましてもそういうような状況に対して、ふるさと納税のあり方についてはまた後の質問等がございますので御答弁させていただきます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長から御答弁いただきましたが、やっぱり税制のよしあしというのを議論するというのは一つの大切なところではあると思います。ただ、やはり愛知県でもほかの自治体でもほとんどがこういった状況でマイナスが出ている。その上で返礼品を用意した一部の地域だけが税を獲得するといったような、そういった状況に今現状あるわけです。

ですが、名古屋市でいくと去年の11月29日に出ていました新聞記事だと17億円マイナスがあるというようなデータです。17億円も名古屋市の方々がほかの地域に税を納めているわけ

ですから、例えば子育て、待機児童問題、それから高齢者福祉、そういったところに本来は名古屋市民の方々に使うべきそういった税がほかの地域に納められている。ふるさと納税という税制がなくなれば、こういった問題は一気に全部解決するわけでありますが、私もこのふるさと納税の問題に取り組むときに総務省に電話で少し確認をさせていただきました。このふるさと納税の制度が廃止といったような議論はありますかと伺いましたところ、今の野田聖子大臣は、このふるさと納税の制度に意義を感じており、大変大事なツールである。ですから、このふるさと納税という制度は廃止するという議論は全く行われていない、そういった回答でありました。やはりこれがなくなるということならば、このまま放置するべきかなと思うんですが、このままの現状で、今、市長おっしゃられた返礼品の制度が少し鎮静化できれば多少おさまってくるのではないかという議論がございましたが、その中でも今歳入増を少しでもという話をしましたが、小さな金額をたくさん集めていく。一方で、このふるさと納税で1,000万円なくなる、こういった話私も税を一円でも大切にするという観点からすれば、反対しながらもこういった税制には対策をとらなければいけないのではないかと、そういった思いでありますので、そのあたりを改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、全国で交付団体、不交付団体という、いわゆる自治体の問題がございます。日本は大変残念だけれど、いわゆる交付団体という形のところが圧倒的に多い。東京、北関東から北海道、札幌まで財政力指数1以上のところは一つもないんです。大阪から北、鹿児島まで財政力指数が1以上のところはほんのわずかです。そういう状況の中において、それぞれの地域はどう税収を上げていくかということに対して疲弊をしているんですね。だから、これは根本的には国の制度という形の中で交付金を減額するんじゃなくて、しっかりとそういった地域に対して私は交付金を発すべきだと。その根本的なことが解決されないと、こういうことが起きてくるというふうに思っております。だから、交付団体における大変な厳しさという状況の中で、このような手法というのがいつまで続くかということに対しては疑問を生じるどころです。

私はこのふるさと納税という問題については、この弥富市議会の中でも多くの質問を今まで受けてまいりました。これは本来正当な手段の納税のあり方ではないということを繰り返しお話をさせていただいております。よって、今後においても弥富市としての考え方は、このふるさと納税に頼っていくとか、ふるさと納税をどうのこうのということに対して検討はしてまいりません。そんな形の中で、これは国のほうがしっかりとそういう自治体に対してしっかりとした交付金を納めるべきだと。交付金を減額するんじゃなくて、そういった形の中でそれぞれの基礎自治体が一層しっかりと運営できる状況というのを国が作り出すべきだと

いうふうに強く思っておりますので、私の基本的な考え方でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そのとおりだと思います。これは対策をとるかとらないかにかかわらず、この税制についての問題をしっかり認識される、そういったことも一つ大切なことだと思いますので、終わりに当たりまして、庁舎建設やJR、名鉄橋上化事業、こういった大型予算を使う今、絞るところは絞らなければならない。行革を一層進めていかななくてはいけない。この庁舎があるわけですから、一方では絶好のタイミングであるということも認識しております。

この行革を一層進めていただいて、そして今回こういった議会、私たち市民の代表ということでございますので、市民側からやってくれと言っていることに多少重きを置いていただきまして、行政と議会と一緒にこれからこの行革を進めていっていただきたいと思えます。それを強く要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤高次議員の途中退席の報告をさせていただきましたが、戻って見えませんでしたので報告します。

次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、質問いたします。

近年、どこの自治体も厳しい財政状況を抱えており、そのような状況は今後も続くと考えられています。また、地方分権により、住民に最も身近な基礎自治体が対応すべき行政課題が今後も増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

自治体にとって、職員は極めて重要な行政資源であります。対応すべき地域社会の課題が多様化、複雑化する一方で、職員の増員を望むことができないこの状況下において、職員の能力を最大限に引き出し、有効に活用していくことが不可欠です。

弥富市においては、行政改革大綱や行政改革実施計画を策定し、これまでも行政改革に積極的に取り組んでこられております。直面する財源不足の解消を目的として、職員数・人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の節減など、削減・減量型の行政改革に取り組

み、財政的な効果など一定の成果を上げてこられました。

しかし、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増してきています。ことしは、行政の構造改革元年としております。限りある人材を生かして、能力を最大限に引き伸ばせる集団にならなければならないと思います。

そこで、何点かに分けて質問させていただきたいと思います。

本市では、人事評価システムを予算をかけて導入しております。まずは人事評価システムの導入時期をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムの導入時期についての御質問にお答えさせていただきます。

人事評価制度は、法的に任用、給与等の人事管理の基礎とすることを明確にするため、平成19年に初めて国家公務員法に位置づけられました。その後、地方公務員法についても同様に改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散などにより、2度の廃案を経て平成26年4月に可決成立し、平成28年4月に施行することとなりました。

このような国会の動向を注視しつつ、本市としましては、平成23年度から3年間を人事評価制度の構築期間とし、平成23年度は検討委員会の開催やウェブシステム導入の検討などを行い、平成24年度は主査以上を対象に、平成25年度は一部を除く全職員を対象に人事評価を試行的に運用し、平成26年度より正式に導入しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、人事評価システムは何のために、どのような目的で導入されたのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムは何のために、どのような目的で導入されたかについての御質問にお答えさせていただきます。

改正地方公務員法が平成28年4月に施行されたことに伴い、人事評価制度を任用、給与等の人事管理の基礎とすることとなりました。

人事評価制度の目的としましては、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出すこと、積極的チャレンジを可能とし、それに応えていくこと、職員一人一人の能力・個性を生かし、職員の自己実現・成長の欲求を満たすとともに、全体としての組織力を高め、効率的な行政運営に役立てることなどを目的として、人材育成型の人事評価制度を導入するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） その人事評価システムの内容はどのようなものになっているのか、お

聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムの内容はどのようなものになっているかの御質問にお答えさせていただきます。

人事評価の内容としましては、初めに、部長が部の組織目標を作成し、部の組織目標をもとに、課長が課の組織目標を作成します。その後、課の組織目標をもとに個人の目標を作成します。その目標に対して、9月ごろに中間評価を実施し、1月ごろに面談し、期末評価を行います。期末評価は、個人の目標についての業績評価とふだんの職務状況をもとに、能力評価を行います。

業績評価は、その個人目標の達成度について5段階で評価します。能力評価は、その役職によって評価項目は違いますが、こちらも5段階で評価をします。

評価の仕方としましては、相対評価ではなく、絶対評価によって評価を行うこと、価値観、性格、個人属性などの人物評価を行わないこと、日ごろの行動をよく観察し、その事実を継続的に記録しておくことなどをもとに評価を行います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 時間やお金をかけて、せっかく導入している人事評価システムですから、有効に活用しなければなりません。

平成26年策定の第3次行政改革実施計画では、人事評価制度を活用し、業績評価と能力・態度評価により、昇給昇格等の成果主義への転換を目指しますと記されています。職員の能力開発はもちろんのこと、その様子を見ている職員、特に若い職員の意識改革やモチベーションの高揚にもつながってくると思いますが、人事評価システムによる昇格はされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムによる昇給はされているのかについての御質問にお答えさせていただきます。

平成24年度、平成25年度は、試行的に一部の職員対象にしか行っていないため、評価結果は正式なものではございません。平成26年度より、正式な導入はしておりますが、昇格への反映については慎重を期する必要があるため、しばらくの間は目標設定の仕方や評価の仕方によるばらつきがあると考えられるため、改正法が施行されるまでの間は反映をさせておりません。

なお、昇格については、単年の評価だけでなく、複数年の評価結果をもとに判断する考えでございますので、改正法施行後の平成28年度、29年度の評価結果を平成30年度の昇格へ反映させる予定でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 来年度の昇格から反映されるということですので、職員の皆さんもさらにモチベーションを高く持って業務に励んでくれることと思います。

国が平成28年度からの施行で、弥富市では平成26年からやっているということで、試用期間も経てきているので、適切にこれらが運用されることを期待しています。

続いて、本市では職員提案制度を活用し、行政効果の向上や事務の能率化、また職員の意識改革に努めておられると思いますが、職員提案制度の効果はどのように分析されておりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

平成26年度より、秘書企画課において弥富市職員提案規程に基づき、職員提案制度を実施しております。

この職員提案制度の目的は、事務事業の改善に関する職員の自由で独創的な発想による提案を推奨し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ることです。

また、提案は、市政全般の業務に関する改善のための考察、工夫等について行うことができ、提案内容としては、提案者の創意または研究による具体的かつ建設的なもので、市民サービスの向上に役立つもの、事務能率の向上に役立つもの、経費の節減に役立つものなどでございます。

職員提案制度の効果につきましては、過去の実績により御説明いたしますと、平成26年度は応募件数79件のうち、採択件数13件、平成27年度は応募件数26件のうち、採択件数10件、平成28年度は応募件数77件のうち、採択件数15件でありました。

その採択された一部の提案事例について御紹介させていただきますと、午後5時15分のチャイム後に終礼を行うことで、はじめある就業管理、人事異動での事務の引き継ぎを全庁的統一した書式にする及び業務上、弁護士に法律相談した事案のデータベース化などがあり、この3年間で採択件数は合計で38件、事務の改善にある程度の効果及び成果を上げたと考えております。

しかし、この制度を3年実施することで、課題も2点ほど見つかりました。

1つは、応募する職員が毎年同じような職員で、全職員に制度の趣旨・目的が広く理解されていないことが見受けられたことでもあります。もう一つは、この制度は主として他の部署の仕事への提案であり、その実現は担当部署の判断に委ねられることが多く、それを受けた取り組みも、他所から言われたから対応するという受け身的な活動に終わってしまう場合があります。適正な業務改善や職員の自己啓発や意識改革はまだまだの状況でありました。以上で

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 日々、業務に励んでいる職員でないと気づけない不都合であったり、非効率な問題を解決していく、また常日ごろからそのような視点で業務を行う姿勢を養っていくという目的では、とても効果のある制度であるかなと思っております。

しかし、1人では提出しづらかったり、1人ではなかなか気づかないことがあったりもします。また、グループ全体で考えたり、動いたりしなければ、動きづらいこともあります。

グループ単位での意識改革と能力開発を推進する制度はありますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

今年度29年度より、秘書企画課において、職員提案制度の問題点を解決する方法といたしまして、業務改善運動、G-1グランプリと称しまして、実施をいたしております。

この業務改善運動は、自分たちの仕事、自分たちの職場の改善であり、実効性が高く、みずから進んでやるという主体性を育みやすく、活動を通じた達成感や職場での連帯感、職員満足やモチベーションを高める効果をもたらすと考えております。

愛知県、名古屋市及び春日井市を初めとする多くの市が取り組みを始めており、弥富市と同様な問題を抱え、課題の解決策として、業務改善運動を導入しております。

平成29年度の業務改善運動に参加しているチームは、全庁的に、全部で16のチームが参加をしていただきました。内訳としまして、課内のグループが15チーム、若手有志のグループが1チームです。

6月に活動宣言を行い、8月は強化月間とし、活動内容の周知徹底を行い、12月まで活動を続け、最終的にはそれぞれのチームの活動に対して職員による投票を行い、優秀チームの決定を行います。投票することで、職員に全ての活動を認識してもらうことができ、よい取り組みがあれば、各課等において、その取り組みを今後採用し、業務及び職場の改善を図ることができます。

そこで、来年度は、この業務改善運動の輪を16チームだけでなく、庁内全課・全グループに広げていくことが目標であります。

今後とも、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 手法が定型化していかないことは、とてもいいことだと思いますし、また、より多くの職員が意欲的に参加していくことを期待しておりますが、この業務改善運動の浸透度や効果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

この業務改善運動、G-1 グランプリにつきましては、今年度からの事業でありますので、浸透度や効果につきましては、今後検証していくことと感じております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 広く活動が周知されることを期待し、検証する 때가来ましたら、またその様子のお話をお伺いできたらなと思っております。

話は変わりまして、昨今、残業時間が問題となっております。大手広告代理店の電通の社員が、苛酷な残業により、みずから命を絶ったというニュースが報告され、国のほうでも長時間労働の是正について、法律の整備を初め、働き方改革を進めております。

そこで、弥富市においては第3次行政改革実施計画の推進項目でも、時間外勤務手当の削減をうたっており、実施内容として、ノー残業デーを実施し、時間外労働の削減を図りますとありますが、平成26年度から平成28年度までの一般事務職と保育職ごとの各年度の時間外勤務手当額はどのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 平成26年度から平成28年度までの一般事務職と保育職の時間外勤務手当の額でございますが、平成26年度一般事務職5,577万3,464円、保育職1,809万693円、合計としまして7,386万4,157円です。平成27年度一般事務職5,750万3,200円、保育職1,978万5,931円、合計7,728万9,131円、28年度一般事務職5,954万5,390円、保育職2,173万1,636円、合計8,127万7,026円でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 過去3年間では、いろいろな事情があるにせよ、増加しているということでした。

ことし4月より、時間外勤務命令簿のほかに、時間外勤務状況報告書を所属長に提出することになっているそうですが、実態は、午後5時45分前にタイムカードを押し、再び自席に戻って、引き続き業務を行っている職員がいると聞いております。民間企業では、見回って管理・指導をすることもあります。過度な残業を抑えるため、見回り等の実施はされていないのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 過度な残業を抑えるための見回りなどの実施についての御質問にお答えさせていただきます。

定期的な見回りなどは行っておりません。また、議員御指摘のタイムカードのことにつきましては、時間外勤務の削減に取り組んではおりますが、時間外勤務を行ってはいけないということではありませんので、至急、各課長にそのようなことがないように通知し、時間外

勤務を行うのであれば、課長の承認を受けて事務を行うように徹底させていただきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 課題解決に向け、よろしくお願いします。

もし、私が指摘したような、このような状況でしたら、数字上、目標が達成できていたとしても、根本的な問題解決には至っておりません。適正な職員の配置にも響いてきます。ノー残業デーに残業しなかったとしても、ほかの日にしわ寄せがいくという状況も想像できます。

ノー残業デー以外に、時間外勤務手当の削減への対策について、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） ノー残業デー以外に時間外勤務手当の削減への対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず所属長は、定時になった段階で、直ちに時間外勤務を要する職員の有無を確認して、時間外勤務を要しない職員については速やかに退庁させるようにしております。

昨年度までは、時間外勤務・休日勤務命令簿に従事内容を記入するだけでしたが、今、議員のほうも言われましたけど、今年度から時間外勤務・休日勤務状況報告書に勤務の内容を詳細に記入し、所属長がその内容などを確認し、特定の職員に業務が集中していないか、現状を把握し、職員間での業務の分担の見直しをするなどしております。

また、四半期ごとに各課の時間外勤務手当の額を昨年と比べて多い課、及び時間外勤務手当の予算に対する執行率の高い課については、現状を確認し、事務の見直しなどを行い、時間外勤務の削減に努めております。

4月から7月までの昨年度と今年度の市全体の時間外勤務手当の額の比較としましては、平成28年4月から7月までは、一般職として1,813万2,027円、保育職で734万7,022円、合計2,547万9,046円でした。平成29年4月から7月まで、同時期でございますが、一般事務職で1,413万4,904円、保育職で593万751円、合計2,006万5,655円でした。

課によって差はございますが、一般事務職で399万7,123円の削減、保育職で141万6,271円の削減で、合計としまして541万3,394円の削減という現状でございます。

一般職では、約400万円の削減のうち、昨年の同時期にあった事業でことし行われていない事業など、約200万円ほどありますが、各課が事務の見直しを積極的に取り組み、また保育職でも職員会議の見直しなど、事務の改善に取り組んでいる成果だと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 時間外勤務手当が、ことしに入ってから減少しているということで、この調子のまま期末まで行ってほしいと思いますし、事務の見直し等できるのであれば、どんどん改善して行ってほしいと思います。

話題は変わりまして、弥富市役所においても、多くの臨時職員に勤務していただいております。臨時職員の人事異動はあるのか、また同じ課に5年以上配属されている方は何名おられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 臨時職員の人事異動はあるのか、また同じ課に5年以上配属されている人数についての御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、臨時職員の人事異動は行っておりません。ただし、市職員のOBについては、その年の状況によって異動を行うこともございます。

現在、5年以上雇用している臨時職員は20名おります。このうち、5名は図書館、6名がその他の出先機関で、施設管理も含めて行っておる状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 臨時職員でも、同じ課での年数が長くなると正規職員よりも仕事を熟知し、重宝されるという長所もあるかと思えます。その一方で、正規職員よりも責任を感じたり、間違いや不正等を発見するチャンスを逃したり、また正規職員の指示に従わなかったりなど、さまざまな問題が発生することも考えられます。

臨時職員の配置がえについての現状と今後の対応をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 臨時職員の配置がえについての現状と今後の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

現状としまして、臨時職員の配置がえについては行っておりません。臨時職員は、正規職員とは違い、フルタイムの雇用は行っておらず、全て短時間勤務となっております。臨時職員の雇用が必要な場合、雇用を希望する課が必要とする臨時職員の勤務日数、勤務時間数及び勤務内容について、総務部長へ協議することとなっております。

課によって、その勤務条件がさまざまであるため、単純に人を入れかえられるものではないかと存じます。臨時職員は、正規職員の事務補助以外に、窓口対応や電話対応が主な業務となります。配置がえをすることにより、臨時職員が基本的知識を身につけるまでの間、正規職員が現場等へ出にくくなったり、行政サービスの低下を招いたりするおそれがあるため、今後につきましても臨時職員の配置がえは考えてはおりません。

議員御指摘の、臨時職員の年数が長くなった場合、正規職員より責任を感じたり、正規職員の指示に従わないなどの問題が発生するのではないかと御指摘でございますが、臨時

職員はあくまでも正規職員の事務の補助でございます。責任の所在は正規職員にあります。そのようなことのないよう、職員の資質向上、課の体制づくりにも努めてまいります。

また、たとえ臨時職員であっても、地方公務員の任用における成績主義や平等取り扱いの原則を踏まえれば、繰り返し雇用されても、再度雇用されるという保障のような既得権が発生するものではなく、雇用ごとに客観的な能力実証を経た上で、再度雇用されることとなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今の弥富市の制度では考えられない問題だというふうに認識しました。

続きまして、福祉事務所は社会福祉法において、市には設置が義務づけられているものです。配置職員や定数は法律上どようになっており、現在、弥富市福祉事務所の人員はどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 福祉事務所の配置職員や定数は法律上、どのようになっており、人員はどのようになっているかについての御質問にお答えさせていただきます。

社会福祉法では、市は条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないと定められております。また、組織として、長及び少なくとも指導監督を行う所員、現業を行う所員、事務を行う所員を置かなければならないとされており、定数などは定められておりません。

弥富市としては、条例で、福祉事務所は民生部の所管とし、福祉課、介護高齢課及び児童課をもって組織すると定められておりますので、民生部長、児童課12名、福祉課14名、介護高齢課8名の35名でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 福祉事務所では、現業を行う所員、これは所の長の指揮監督を受けて、援護、育成、または更生の措置を要する者等の家庭を訪問、または訪問しないでこれらの者に面接し、本人の資産・環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行うなどの事務をつかさどる、これを現業を行う所員といいます。また、指導・監督を行う所員、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる者、この2つは社会福祉主事という資格を持っていないとされており、

社会福祉主事は何名いて、どのような業務を行っておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の福祉事務所には、社会福祉主事の資格を持った職員は5名おります。福祉課が2名、児童課が3名でございます。

- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） それらの人は、今僕が言った現業を行う所員、指導監督を行う所員に配属されているのでしょうか。
- 議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 福祉課の職員につきましては、生活保護の担当をしておりますので、それに当たるかと思っておりますけれども、生活保護を行う職員全てがこの福祉主事の資格を持っておるわけではございません。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） もし足りないようであれば、資格を取得するか、資格者が必要であるということを考慮して、採用や人員配置をしなければいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活保護の事務を行う職員の標準定数は、被保護世帯数で定められております。市では、被保護世帯数が240以下の場合には3名とされておまして、80世帯を増すごとに1人を追加するというものでございます。
- 本市の被保護世帯数は186世帯でございまして、現在3人の職員を配置しておりますので、基準を満たしておると思っております。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） 福祉課が2名ということは、生活保護世帯の数に対しての3人を満たしていないと思われませんが、いかがでしょうか。
- 議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 資格を持たない職員が生活保護の実務のほうについていることはございます。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） じゃあ、現業を行う者に対しては、現在の福祉課2名で対応されているという考え方でよろしいでしょうか。
- 議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 資格を持つことは絶対条件と考えておりませんので、3名の職員が私どもの186世帯の生活保護の現業部門に当たっております。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） もし資格が取得できるなら、1年で資格が取得できるような制度もございまして、例えば通信教育等で課程を修了する、また試験に合格すれば資格は取得できるわけでございますので、こういう資格の取得に対する考え方は今のところありますでしょうか。

か。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 社会福祉主事の資格は、大学で指定された科目を履行するといただけるものでございます。社会福祉主事の資格を持った職員のほうが福祉事務所にふさわしいということはあろうかと思っております。

しかし、資格を持たない職員や、それから人事異動により新しく配属された職員は、その分野に関しては素人かもしれませんが、公務員の事務職に求められるのは特定分野のスペシャリストではなく、オールラウンダーであると考えております。また、職員の新陳代謝による組織の活性化と人的構成の均衡も必要でございます。異動により、前の職場の経験がリセットされてしまうわけではなく、中・長期的に見れば、いろいろな分野の知識、経験がその仕事に役立つ、そして経験を持った職員がその分野に当たるほうが、より市民の皆様いろいろな分野でお役に立てるものではないかなと考えております。

何年か後に、前の職場に戻ることもございます。住民にその職員が素人であろうとも、1つの課が丸々素人ばかりで構成されることはございませんので、住民のニーズには応えられるというふうには思っております。

人事異動をせずに1つの課に特化すると、マンネリ化、それから能率の低下、縦割り行政を生むおそれもあります。そうならない点でも、人事異動も必要でありますし、また議員の言われたとおり、資格を取ることも大事なあとと思っておりますので、職員のほうには資格を取るように、そのような啓発はさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もちろん僕もオールラウンダーの人材が必要であると思っております。ただ、1年や2年で部署が変わるということはないと思いますので、1年かけて勉強をすることも、人材育成という意味でも大切かなと思っております。

最後に、市長に総括をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

江崎議員には、職員の能力を最大限に発揮して、より効率的に行政の運営をしていかなきゃならないということに対して、いろんな項目を上げていただきまして、御質問いただいているわけでございますけれども、一つ一つ我々の中においては、しっかりとそのことをやらせていただいておりますけれども、いかんせん社会環境の変化、それに応じて、国とか県ということに対しては、さまざまな制度設計をしてくるわけですね。

そうした形の中で、そのニーズに応じて、地域の住民のニーズもそうなんですけれども、応えていかなきゃならないということでございます。

そうすると、そこにおいては、より専門的な知識だとか、あるいは職員の能力を高めていけないといけない。また、組織として、我々職員の総数としての組織として、しっかりと対応していかなくやならないということでございます。

そうした形の中において、個々の能力が最大限発揮されるように、私たちは環境整備をしていくべきだろうというふうにも思っております。

そうした形の中においては、本市の職員の人材育成の3本柱として、人事管理、そして職員研修、職場の環境づくりというようなことを3本柱として、相互に連携し、総合的な、そして計画的な取り組みをしてまいっております。

これからも、そういったことをやはり肝に銘じて、職員の能力を高めていきたい。それと同時に、やはり職員は自己啓発をしていかないとだめだということでございます。しっかりと自己啓発も育てていただきたいということを思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様から、その窓口業務において、あるいはさまざまな職員としての対応がしっかりできているというような評価をいただくのが我々の仕事であろうというふうに思っております。

よく私は、今までも話をさせていただきました。市役所とは、市民のために役に立つところであるということに対して、職員一人一人が考え、実行していきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 我々も、市民の方や職員の方々の間に入って、一緒に前を向いて、弥富市のために考えて努力していきたいと思っておりますので、同じ方向が向けるようによろしく願いいたします。

次の話題に変わります。

平成28年12月定例会で、堀岡議員が質問いたしました。その後にも私自身、市民の方からお声をいただいたので、私のほうからも質問させていただきます。

飼い主のいない猫を、かわいそうだと思う方がいる一方で、ふん尿や鳴き声などにより、地域で問題が生じていることがあります。飼い主のいない猫の問題を、猫を愛護するか否かという問題だけにとどまらず、地域の環境問題として捉えられます。所有者のいない猫も一つの命です。また、そのような猫が望まずもふえてしまうのを何とかしたいと思っている方もいます。

地域にいる飼い主のいない猫に去勢不妊手術を行って、これ以上繁殖しないようにすることで、だんだんと数は減っていくことが期待できますし、手術をすることで性質がおとなしくなり、発情期の鳴き声や強烈な尿のおいもなくなると言われております。

環境問題の解決の一つの有効な方法だと考えますが、地域猫対策や不妊去勢手術への助成

金制度の導入の必要性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

現在、愛知県内では、一部の自治体で不妊去勢手術への補助金をしておりますが、弥富市では飼い主のいない猫を含めた犬、猫に対する去勢・避妊等の手術費補助を行っておりません。

飼い主のいない猫問題を解決する方法として、地域猫活動があるわけですが、これは飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止するため、自治体の支援を受け、地域住民や活動者が主体となって行う不妊去勢手術の実施や、餌の管理、排せつ物の処理等の活動をいいます。

地域猫活動を行うには、猫が好きな人と嫌いな人がいるために、地域住民の合意を得ることが難しいと言われております。ただの餌やり活動となってしまうと、他の地域からの捨て猫が集まってくるなど、餌、ふんの管理を怠ったりの問題などが懸念されております。

本市としましては、地域猫活動を含めた猫の問題は、考えていかなければならないものと認識をしておりますが、一番重要なことは、無責任な飼い主を減らすことと考えております。安易に飼って、安易に捨てることがいけないことや、動物の遺棄は犯罪であることを引き続き啓発に取り組み、飼い主のいない猫がふえないようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 飛島村では、飼い猫に対する支援を行っていると聞いています。鶏と卵の問題かもしれませんが、そのような支援をすれば、たとえ捨てたとしてもそれ以上猫がふえることはないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

飼い猫に対する補助金ということだと考えますが、動物の愛護及び管理に関する法律が平成24年に一部改正され、動物の所有者または占有者の責務等の一つとして、動物の所有者はその所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

このことから、飼い猫の不妊去勢手術につきましては、やはり飼い主、あるいは占有者の方の責任において実施していただきたいものであると考えておりますので、申しわけございませんが御理解いただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、28年12月定例会で、堀岡議員から同様の質問がなされまし

た。それからの進捗状況をお伺いいたします。

当時、去勢・避妊等の手術費補助は、愛知県内で15自治体が補助をしておりますが、近隣の市町村では飛島村を除いて、補助をしていない状況との答弁でした。どれだけの自治体が行えば考えていこうと思っていられるのでしょうか。また、近隣自治体の動向を踏まえながら取り組んでいきたいということでしたら、近隣自治体とそのような話題をなされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

県内の関係部課長会や海部地区の担当課長会等で議題として上がってくることもあり、現状としましては、多くの自治体が苦慮している問題でございます。この問題は、やはり自治体だけではなかなか解決できる問題ではありません。地域の協力がなくてはならないものであります。

今後、国・県、また県内自治体の動向を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 県内や海部管内での会議で話題になっているということでした。

では、その中の会議で、どのような方向性の話題がされているのか、また飛島や名古屋で同様の補助金制度があると聞いていますが、その効果や事例勉強みたいなことはしているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

本年7月24日に、県内の部課長会がありました。その中で、飼い主のいない猫への餌やりについてが議題となりました。猫好きの方がかわいそうだからという理由で餌をやり、餌が放置されていたり、ふん害が起きているためとのことで、餌やりを行う以上は、ふん尿の始末もお願いできればいいのですが、なかなかそういうわけにもいかず、無責任な餌やりをしないようお願いしても、なかなか聞き入れてもらえず、何かよい対応はないかというような内容でございました。

補助金を出している効果につきまして、実際に行っている自治体に確認しましたが、やはり補助金を出すことによって、飼い主のいない猫が徐々にではありますが、当然、手術をすれば減っていくわけですが、餌やりによって、その周辺にすみ着いたり、またふん害について苦情が減ったかという、やはりなかなかそこまでは結びついていないという御返事をいただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） そのような会議で議題になっているのですから、解決する方向で協力しながら、今後も引き続き行っていただけたらと思います。

動物の遺棄がなければ、そもそも飼い主のいない猫が誕生することはありません。動物の遺棄は犯罪でもあります。啓発等を含めて、警察との連携はございますか。また、安易に飼って、安易に捨てることがどんなにいけないことなのか、啓発に取り組んでいくとの答弁が以前ございましたが、どのような啓発活動に取り組んでこられたのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

日ごろから、警察や愛知県動物保護管理センターなどと情報共有を行っております。

猫が捨てられているという相談が市民から寄せられた場合、まずは警察へ通報するよう呼びかけています。猫を捨てることは犯罪であるということを伝え、市民みずから警察へ通報してもらうようにしております。また、動物愛護週間、今年9月20日から26日がちょうどその週間になりますが、啓発のポスターを公共施設等に張って、啓発に努めております。

また、猫ではなく犬の場合になりますが、新たに飼われる方に対し、登録時に愛犬手帳を交付しまして、飼養者が守らなければならないことや正しい飼い方について周知しております。

今後、ホームページ等で動物の愛護と適切な管理について周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 猫などを捨てるように響くような啓発を今後ともよろしく願いいたします。

話題は変わりますが、来年1月に魚アラ処理公社が解散するという報告がなされております。愛知県との間で公害防止協定を締結し、平成5年から長きにわたり、弥富の地において創業しており、公害が発生しないよう対策をされてきたと聞いています。また、環境デー名古屋にも出店して、環境衛生に対して高い意識で活動してきたとも伺っております。

ここで、この二十数年の魚アラ処理公社の公害対策の総括をお願いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 魚アラ公社につきましては、昭和51年から60年に民間業者が悪臭問題のため相次いで操業中止になり、愛知県は、愛知県魚アラ等処理公社対策会議を設置し、魚アラの適正処理の方法を検討し、昭和60年11月、当時の弥富町が無公害設備であること、公害防止協定の締結等を条件に、設立に同意をいたしました。そして、昭和63年3月、愛知県、弥富町及び組合で公害防止協定を締結し、平成5年5月、財団法人魚アラ等処理公社が設立され、現在に至っております。

公害防止対策として、弥富市との公害防止協定に基づく検査を年4回実施し、結果を本市へ報告されてきております。項目は、ばい煙、水質汚濁、騒音、振動、悪臭でございまして、いずれも環境基準を上回ることはありませんでした。

魚アラ等処理公社設立当初から、愛知県、名古屋市を初め、地元市町村の支援のもとに、環境機器の整備を初め、公害防止対策の充実に努められてみえました。排水浄化については、専用浄化施設を設置し、高精度で処理をしてみえました。以上の公害対策経費として、毎年1億円以上の予算化をし、執行されてきました。

このような対策の中で、操業以来、大きな問題は起きておりません。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 操業以来、環境基準内で公害がなかったこと、これは弥富としても大変誇れることだと思います。

それでは、今後の跡地の活用について、現在どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成29年5月の理事会、そして6月の評議委員会で、公社解散の方針は決定をしておりますが、用地の処分については、現時点では未定でございます。

公社土地の処分については、周辺県有地との関係もございまして、現在、県と調整中でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

魚アラ公社が解散をするということで、県のほうの今まで運営でやっていただいていたわけですが、魚のアラが集まらないというような大変な状況がございまして、それが大きな一番の理由だろうというふうに思っております。

我々といたしましては、西部臨海工業地帯の一角にある場所でございますので、また航空宇宙産業の経済特区という形の中で、県のほうからも指定をいただいております。

私たちとしては、県議を通じて、そのような施設ということに対する拡充をお願いしていきたいというふうに要望を申し上げておるところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 価値のある、有効な土地の利用をしていただくように期待しております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之でございます。

本日、通告に従いまして、1つの貴重な質問をさせていただきます。御答弁、よろしくお願ひ申し上げます。

まずは皆さん、こんにちは。きょうは非常に秋晴れで、天気がいい日を迎えられました。非常に皆さんも心浮き浮きと、きょうのこの議場もにぎやかになってくるわけでございますけど、しかしながら、きのうの炭竈議員のシエスタ、それには僕らはならないように、16名の議員は一生懸命、市民のために御奉仕をさせていただき、そういう旨は変わらずにいきたいと思います。

夏の日差しも暦の上では処暑を迎えられまして、皆さんにおかれましても朝夕と涼風を感じる季節を迎えられまして、ヒグラシも鳴いているところもでございます。当弥富市におかれましても、コスモスの花も秋風を漂う状況となっております。我らは自然を身につける上において、身も心も目も季節を感じながら過ごしている今このごろでございます。

さて、ことしの夏も日本国を見渡せば、数多くの集中豪雨、ゲリラ豪雨、そして洪水と土砂崩れ、本当にたくさんの地域地域でつらい思い、苦慮難慮があるわけでございます。その中でも、皆さんとともに生活をし、まちを愛し、そしてまちに住むんだということは変わらぬ永遠なる、この弥富市でございます。4万4,400人おられますけど、ともにその心は変わらずおられると思います。

さて、皆さんにおかれましても、このまちは昭和34年9月26日、伊勢湾台風の災害がございました。県のほうでも、きのうまで伊勢湾台風の展示とパネル、写真と飾っておられました。愛知県の公文書館でございましたけど、そちらのほうでも多く、十四山のこと、鍋田の地域のこと、また弥富町をくまなく多くの展示物、お話がございました。拝見もしてきたんですけど、2,054のスライドショーもありまして、2時間もかかるわけでございますけれども、最初から最後まで見ていますと。そういう意味で、改めて僕らが生活する上で大事な災害にならないように、一生懸命少しずつ、先人の思い、先人からの受け継ぎ、そして取り組みをしっかりとやっていかなければならないと改めて感じ、そして次の世代にも語り継ぐことが大事ではなかろうかと感じた次第でございます。

さて、皆さんにおかれましても、これから一つ一つ新たなる貴重な質問をさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

弥富市におかれまして、各地域自主防災会が取り組む上で、きちんとそれぞれの地域が取り組んでまいりました。その中でも一つ、目を配るところがあるわけでございます。弥富市には多くのすばらしい企業があり、その中で、この弥富市にそれぞれ一生懸命働く人々、そしてまた、それに根づく人々、そして社長を含め、企業体制に取り組んでいるかと思う次第でございます。弥富市には多くの企業がありますが、どのぐらい企業数はございますか。御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

地区別の企業の数ということでございますが、産業分類による事業所数となりますので、所在地までは公表されてございませんので、地区別では把握をしておりません。

企業数におきましては、平成28年4月発表の工業統計によりますと、155社でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 産業、工業の中で155社あるわけでございます。その中でも、企業に当たりましては、それぞれ社長を中心とする職員の皆様方も、日々お仕事を務めながら、そしてまた弥富市に、愛する思いで、それぞれ過ごしている状況でございます。

その中でも、また社員寮、また借寮とあるかと思えますけど、その社数はどのぐらいございますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

企業の社員寮調査はございませんので、それぞれに聞き取りをするしかございませんが、担当課において現地調査をいたしましたところ、弥富市に事業所がございます代表的な企業であれば、2社でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、その2社の中でも、社員寮でございますので、住む方、定住される方、それからまた移動する方もおられますけど、まずはその中に住んでおられる方も当然おられます。そしてまた、その地域におかれまして、そのところで住む方たちは、やはり自分たちが生活する上で、そしてまた弥富市という防災の意識の高まりの中で、非常に考えてみることもあるかと思えます。

そういう意味で、その中の定住される皆さん方と、やはり地域も一緒になって育む協力のお話をしていくということも大事じゃなかろうかなあと思う次第でございます。

そして、その中で防災力を高める上で、しっかりと地域やまた市からと、そのような取り組み活動の形はどのように啓蒙されておられますか。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

企業からの防災に関する問い合わせ、相談などがございましたら、それぞれの企業の立地状況などを確認しながら、お話しさせていただいております。その際、企業から要望がございましたら、市としての防災に関する出前講座を行っております。

今年度は、川崎重工業弥富工場におきまして、主に津波・高潮避難、帰宅困難者などをテーマに出前講座を行いました。あわせて、五明にございます社員寮を津波・高潮一時避難場所の協定を結んでいただいております。現在、地域と避難訓練についても相談を受けており、意見交換をしております。

また、名古屋港西部臨海工業地帯企業連絡協議会、西部臨海工業地帯防犯協会、名古屋港木材産業協同組合などと、年に1回ではございますが、要望など協議を行っております。

そのほかに愛知県主催で行われる企業向けのセミナーなどを、市と商工会ホームページにおいて掲示をしております。

現在、防災に関して、BCPセミナー ― 業務継続計画のことでございますが ― の開催案内を掲示いたしております。

今後も各機関と協力をし、市内の企業向けに、防災・減災を含め、ホームページで案内して啓発活動に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、そのような形で出前講座、そしてまた企業と密接になって、工場長を初め、また地域を初めとする企業さんに対して、そしてまた県のほうともしっかりと取り組んでおられる状況かなと感じた次第でございます。

県と市と結びつきをつくることにおきまして、BCPのセミナーも弥富市の商工会を通じながら、またホームページも出ているわけでございますけど、そういう意味で、本当に市民の、企業の皆さん方も、意識の高まりとそしてまた、まさしく自分たちの会社を守ろう、地域を守ろう、そしてお願い事はそれなりに皆さん方の考え方があるかなあと思います。そういう意味で、共有する部分も多く出てくるお話かなあと思う次第でございます。

今後もしっかりと、県と市と、そしてまた商工会を通じながら地域の繁栄を願っていただいで、安泰なるお仕事、また取り組みを啓蒙していただければと思う次第でございます。

最後の質問になりますが、今後、企業の取り巻く環境は多くあるわけでございます。それぞれ、先ほど課長の答弁にあったとおりに、各種団体、各組合、そしてそれぞれ1年に1回の行事を行っているわけでございます。そういうことについては、やはり皆々の企業も大事だと思ふ次第でございます。

今後、しっかりとこの活動方針は、市としてもどのように、またしっかりと前向きに検討

なされていく方向はどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 企業と防災力を共有していくための取り組みの推進というところでございます。

具体的な例をいたしましては、昨年度、愛知県・弥富市津波・地震防災訓練におきまして、港湾訓練エリアとして、津波・高潮一時避難場所であります名古屋ユナイテッドコンテナターミナルと連携をし、避難訓練及び情報伝達訓練を行いました。

また、各機関との連携による企業向けの情報発信では、県、名古屋港管理組合、名古屋港所在市村——名古屋市、東海市、知多市、飛島村、当市でございます——との連絡協議会や防災連携会議において、堤外地の津波避難対策、災害発生時における情報発信のあり方などを協議し、名古屋港防災情報サイトから企業へ情報発信いたしております。

ほかに、市と市内企業間の防災に関する取り組みといたしましては、災害時における生活物資の供給、公共施設等の応急処置、燃料供給、津波・高潮一時避難場所、AED設置の協定など、多数協定をしていただいております。今後も連絡体制の確認などを含めた協議、意見交換を続けてまいります。

防災に関する取り組みは、企業誘致の一つのアイテムとなりますので、県、名古屋港管理組合など、各機関や関係担当課と連携をし、防災に関する情報発信など、取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員にお答え申し上げますけれども、企業とその防災力を共有していくということは、私ども弥富市民の住民と同じような形の目線で考えていかなきゃならないということを強く思っております。

そうした形で、機会あるごとに、特に西部臨海工業地帯に位置する企業に対しては、やはり大変厳しい状況が予測されますので、こういったところの防災力を、あるいは減災ということに対して共有していかなきゃならないというふうに思っております。

今まで、そうした形については非常に不定期的な会合というか、不定期的な取り組みであったものですから、来年度からはもう少し定期的にそういったことが取り組めるように、我々として考え、御提案申し上げていきたいというふうに思っております。

そういうような状況の中においては、もう一つ大きな基本的な考え方ができるのは、平成34年に竣工いたします名古屋競馬場の問題でございます。ここには大きな施設ができるわけでございますので、その防災的な形のをぜひ御協力いただきたいということを基本計画の中に折り込んでいただくように、これからの県に対する要望ということもしていきたいと思っております。

いずれにしても、今までの防災・減災ということについては、市民との連携ということが非常に大きなウエートとしてあったわけでございますけれども、これからは弥富市を支えていただくというようなことも踏まえて、企業との防災力の連携に力を入れていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 課長が言っておられます情報伝達、そしてまた発信していく上では、企業さんに対して、弥富市は強いんだと、やはりもう海拔ゼロメートルという言葉はなしにして、しっかりと自分たちのまちがやっていることは正しい、そしてまた方向は合っている、そしてそれに取り組んでいくメンバーも、市民が全員共有していくわけでございます。それプラスアルファ、企業はついてまわってくるとなれば、非常に企業誘致、そしてまた先ほど市長の答弁にあったとおりに、名古屋競馬場、平成34年と。やはり一年一年という、一つ一つの物の取り組み方というのは、本当に大事な部分がございます。そういう意味で、気づいたり、気づかされたりとすることによって、自分たちのまちのさらに魅力になり、そしてまた新しい企業は来ていただければ、自信を持って課長さんたちが、うちに、弥富市にと来ていただく防災力・減災力、その旨の話をしっかりしていただければ、相手方も十分納得いただけるかなあと思う次第でございます。

これまでの答弁の中でも、それぞれ一般質問された中でも、やはり今後は企業誘致が優先だというわけでございます。やはり2億1,000万、それぐらいの消費税もあるわけでございますけど、やはり何を言っても、その企業誘致の財源も確保しながら、名古屋競馬場の一つの、あちらの駒野地域の活発なまちづくりということにもなれば、非常にありがたい話だなあと思えます。

ちなみに、弥富市は愛知県の中でも、住みよさランキング6位でございます。そういう意味で、皆さん方は愛知県内でたくさん各市町村あるわけでございますけど、弥富市が6位ということは御存じの方、御存じじゃない方とおられるわけですが、いいことの話をする、住みやすいこと、利便性、完成度、そしてまたそういう評価もいただくとなってくると、今度は11位となるわけでございますけど、そういう意味で我らのまちが活気づく、そのようなまちづくり、そしてまたきらめく弥富をさらに邁進していただきたいと切に願って、本日の質問をおさめたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。最後でございますので、ちょっと力を振り絞っていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、防災関連で、以下数項目にわたり、質問をさせていただきます。

世界に占める日本の国土面積は0.25%です。しかし、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約23%が日本で起こっております。また、本年もそうですが、毎年のように日本各地で台風や集中豪雨などの風水害が発生をしております。日本はどこに住もうが、自然災害から逃れることができない災害大国であります。

しかし、災害による被害やそのリスクは、個人や家族、また地域で協力をして防災に取り組むことによって、劇的に減らすことが可能となります。日ごろからの事前防災の取り組みは、結果、減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの活性化、強化にもつながります。

また、近年の大災害を教訓にするならば、事前防災の取り組みこそ、現代社会の新たなコミュニティ構築のための重要な要素であることは言うまでもありません。

大切なことは、まず住民の一人ひとりが、起こり得る災害と被害、リスクを知識・情報として共有をすること、自分や自分の家族は自分で守り、自分のまちや自分の隣人たちは自分たちで守る「心」であります。その心が互助共助の精神を育み、必然的に、自主的に協力し合う集団、集合となっていくことが理想であります。

平成28年度版の防災白書によりますと、全国の自主防災組織数は15万9,967、これは平成27年4月1日現在での数値であります。全自治会のカバー率は81%で推移をしております。活発に活動し、地域の安全・安心なまちづくりに大きな貢献をしている自主防災組織もありますが、推進する側の思いと裏腹に、役所がつくってくれというからつくったとか、補助金が出るからつくったというような、形式的自主防災組織も多いのが現状ではないでしょうか。

最初の質問ですが、市の自主防災組織に対する認識と位置づけ、設立に至らない地域、活性化の進まない地域の課題と、市が理想または目標とする自主防災会のあり方について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災以降、東日本大震災、熊本地震を初めとする幾多の災害を経ながら、共助のもと全国各地で組織化が進められております自主防災会でございますけれども、当市においても平成15年6月に自主防災会が発足して以来、現在64団体に設立していただいております。

皆様も認識しているとおり、大規模災害の発生直後は行政機関の公助には限界がございます。共助がとても重要でございます。市地域防災計画の第1節、防災組織の整備計画の中にもございますように、最重点課題の一つとして自主防災会を認識、位置づけております。

自主防災会の設立に関しましては、6月の防災講演会や出前講座に出向きまして、自主防災会の必要性の説明などしておりますが、地域のさまざまな事情や背景がございまして、設

立に至っていない地域があると認識しております。

今後も、設立に至らない地域については、必要性、また活性化が進まない地域には先進的な活動について自主防災会の皆様とともに考えてまいります。自主防災組織は、住民に一番身近な存在でございまして、公的機関と比較しますと、動員力・機動力にすぐれ、地域の特性などを実際に把握しておられます。理想的な自主防災組織のあり方といたしましては、自発的に目的を持った活動を行っていただき、みずから問題点を解決していき、地域コミュニティの維持、活性化ができる組織と考えております。

市といたしましても、正しい知識を得ていただくために、講演会、防災ワークショップなどで情報提供、情報共有を図り、相互連携し取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、総務部長にお答えいただいた内容は、私も同意であります。

前の6月議会で、鈴木議員から地方自治体と自治会との関係みたいな質問もございました。きのう三浦議員からは、子供会、いわゆる自治会、既存団体との自治体とのあり方みたいなこと。そういった既存の自治会と自治体行政とのかかわりの問題点というのが質問の中にございました。

私の質問もそこに系統しますので、重複しないよう質問を続けてまいりたいと思います。

そもそも、先ほど部長の答弁にありました、これは災害基本法にも設定をされていて、市の防災計画の中にも、自主防災組織の設立推進、育成推進、活性化については重要項目であるとうたっていらっしゃいます。

ただ、でも自主防災組織といいますのは、何を母体にするのかといいますと、やっぱり町内会、自治会でありまして、ここは後でも質問にするんですけど、自主防災組織の法的根拠はそこにあると思うんですけど、そうすると自治会、町内会に入る法的根拠って何なんやろうと。調べてみても出てこないんですよ。というのが、僕の中の理解では、ある意味当たり前なんだろうと、入ることのほうが。

ただ、入らなければならないんですかという問いかけを市民から受けたときに、いや、入らなければならない規定はございませんよと答えざるを得ない。じゃあ、入らなくてもいいんですよと。入りたくない人にしてみれば、自分の都合のいいようにとられる。でも、そういう思いがばらばらになっちゃうと、自主防災組織というのは成り立たなくなってくる。また、きのうの質問にもありました子供会であるとか、女性の会であるとか、また福寿会であるとか、そういった個人個人の多様な状態によつての既存グループの存在意義自身がなくなってしまうようなことになりかねません。

いろんな自治体のホームページを見ますと、ホームページで自治会、町内会と引っ張りますと、やんわり書いているところと、ぜひとも入ってくださいよと書いているところと、割

と両極端にあります。

弥富市の場合、割とやんわりと書いています。このあたりも、先ほどの自主防災組織、部長がおっしゃった、設立は重要施策なんだと。そこまでおっしゃるのでしたら、皆さんの生活の基盤、安心・安全を守る基盤の組織をつくるためにも、ぜひとも積極的に参加してくださいぐらいの思いを書いていたほうが、個人的にはいいのかなと。これは要望しておきますので、お願いします。

次の質問に進ませていただきます。

自主防災組織は、自助と公助のすき間を埋めるコミュニティづくり「共助」の原点であり、協働でいいまちづくりの中心となるべき組織であります。決して行政のやるべき仕事の補完機関ではなく、行政でできない、やれない部分、自分だけではできない地域の安全にかかわる部分をカバーする組織であると思います。

防災は、あらゆる宗教、イデオロギーを超え、コミュニティの核となり、求心力となり得る共有すべき共通の理念であると考えます。あくまでも自助啓発が基本であり、それを意図としないまでも、トップダウン的な指導では自主性は育たないと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

自助啓発が基本というのは、議員のおっしゃるとおりでございます。自分を守れなければ、人を助けることはできない。それが家族、隣人の人を救う「共助」の原動力でございます。

共助の前提となる自助の啓発については、まず自分の命を守る大切さ、例えば住宅の耐震改修、家具の転倒防止、自宅の危険箇所や職場における危険箇所の把握、避難グッズの用意など、個人自身が行う必要がございます。

現在行っております訓練は、とても重要であり、繰り返しやっておかなければならない訓練であります。「助かった」という前提をもとに行っている訓練が多くあります。議員のおっしゃられるとおり、必ず生き抜くための自助の啓発をもっと行っていく必要がございます。

市といたしましても、一部においては、例えば保育所、小・中学校の防災訓練指導など、トップダウン的な指導も行っていかなければならないと考えておりますが、出前講座、広報、ホームページを通じて、自助の意識が高められますよう、設立しただけではなく、継続して行っていただけるように、引き続き市としても努めてまいりたいと考えております。

自助の啓発を高めていくことで、地域の中で身近な人と何げなく会話の中で、どこに逃げるなどと話をすることでの発見、気づき、動機づけのほうが、より高い効果があると考えておりまして、今後とも自主防災会を中心に啓発など考えてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） まさにそのとおりだと思います。

よく市長の話からも出てきます「津波てんでんこ」という話は、まさにその自助啓発にある。住民の意識を一言で言えば、この言葉に凝縮されているんじゃないかなと、そのように思います。

地震が起きたら津波があるから、まず高台に皆さん一人一人、もう何も考えずに逃げなさいよというのが、東北のほうではしっかり浸透させることができた地域は被害が少なく、それが形骸化していた地域は被害が多かったという結果が出ております。

弥富市の場合、地震があつて津波がある場合、「津波てんでんこ」というわけにはいきませんで、津波が来る場合に、指定緊急時一時避難場所に逃げなきゃならないんですけど、逃げなくていい人、家が結構頑丈につくってあるとか、集合住宅であるとか、逃げなくていい人と逃げなきゃならない人と、しっかりそれは個人でわかっておるのかと。これが自助啓発のまずは基本じゃないかなと。ここを知っていただかないと、話し合いもできない。これを決めるのにも話し合わなきゃならないんですけど、こういう題材を、まず御自身の住んでいる地域で、住み続けるのならば、これは最低決めておきましょうねというところの投げかけぐらいまでは、僕はある意味、トップダウンとまらない範囲で、しっかり教えてあげていただきたいんですよ。そういう知識を自主防災組織自身が持っていらっしゃるのであれば、それに問題はないんですけど、いつまでたっても同じ訓練をしていて、地震が来たら避難所に歩いて逃げていくみたいなね。みんなでロープを持って避難所まで行くことが避難訓練。このことが、いわゆるアンカーリンク、実際の地震になったときに、近所の人が出てきて助けてくれるのに、みんな避難所に行かなければならないということが頭にぼんとあるものだから、誰も助けずにみんな避難所に向かって歩いていくみたいな。

これが、実際の阪神・淡路大震災の、形骸的な訓練を続けていた地域であつた話なんですよ。だけれども、変な話、西宮とか、割と下町の地域ですと、近隣のつながりがすごくあつてもんだから、倒壊をして生き埋めになつても、助けてくれとか、あの人がおらんとかいうような感じで、助けることができたというのがありますよね。こういうところをやっぱり教訓として、しっかり今の自主防災組織を中心とした訓練にも生かしていかなきゃならないと思います。

先ほど部長の話の中で、小さい子供さんとかはトップダウンでしっかり教えていかないかんと話も、これはわかるんですけど、片田さんが、片田さんって、僕は友達でも何でもないんですけど、今は東京大学の特任教授でいらっしゃいます片田敏孝教授、今この弥富市で関連するとしたら、木曾川河川流域の広域避難プロジェクトの顧問というか、アドバイザーとしていらっしゃいますけれども、この方がおっしゃっていますよ。釜石の教育の中で何を一番大事にしたか。僕らはよくやりがちですけど、弥富市としては、海拔マイナス以下だ

から、地震の後に来た津波とか高潮とか、水が怖いよといって恐怖をあおっちゃうんですけど、恐怖って実は長続きしないんだそうです。喜びも長続きしないのかもしれませんが。これを恐怖だけをあおるんじゃなくて、恐怖なんだけど、こうすれば回避できるよということの一つセットでやっていくと、またそれが行動につながっていくと訓練として、しっかり記憶にも残ると。ここを気をつけたと。ただ恐怖をあおるだけで、やらなきゃならないということを植えつけたのではないんだよと。

今までの教育ですと、逃げましょう、はいと子供が言うことを聞くことというのは、まずないんだそうです。逃げましょうと先生が言っていたいて、先生が絶対的な存在であれば、それができるのかもしれませんが、先生がおるということが、確実に言えるか言えないかというのはわからないです。誰も保証できないんですよ。だからこそ、それぞれが1人で逃げるものと、僕逃げるものと言えるまで対話をし続けたということが、片田教授の手記として書かれております。

やはり弥富市は、先ほど加藤議員が素晴らしい企業がたくさんあって、素晴らしい地域であって、僕もそう思いますし、弥富市の一つの魅力というのは、この防災に向かって住民がしっかり闘う姿勢を持って、だからここに住んでいるんだよと言えるぐらいのものを持ってやることで、防災先進都市、今回の質問の主題ですけど、そういったものになるんじゃないかなと思います。

質問を続けさせていただきます。

弥富市に起こり得る災害を知り、それぞれの災害別被害を想定し、どう対処すれば命を守り、被害を減らすことができるのか。訓練は、それを補完するために行われるべきと考えます。

地域の防災力強化は、行政、町内会、自主防災組織の役員だけが行うのではなく、住民一人一人が危機管理意識を共有することが重要です。そのためには、住民全員参加の講話や研修会、防災民度向上にコストとエネルギーを傾注すべきであります。

繰り返しになりますが、事前防災の取り組みでは、地域コミュニティ強化、または活性化を目的とする側面もあります。実務的な訓練以外にも、大人から子供まで、楽しみながら参加ができるお祭りの要素も必要です。

これまで行われている、市主催の防災訓練、コミュニティ中心の防災訓練、町内会、自治会が中心となっていく防災訓練等は、それぞれは先ほど部長からもありましたとおり、必要なことであり、意識を持って参加すれば、体験を通じ、必要な知識、有用な情報を得ることができます。しかし、現状は、参加者の顔ぶれがいつも一緒だったり、訓練の内容も毎年恒例であったり、はたまた高度過ぎる防災講話であったり、日々の生活防災には直接つながらないことだったりしがちであります。

そもそも、私たちは日々の暮らしの中で、それぞれさまざまな重大な活動を行っております。仕事に追われ手いっぱいの方、介護に忙しい方、子育てに一生懸命の人もたくさんおられます。そんな当たり前の現実を前にして、幾ら命にかかわる防災とはいえ、人々の多様な暮らしを考えていかなければ、日常感覚からずれ、現実味を欠いたものになってしまいます。

地域には、いろいろな考えを持った方が住んでおられます。一部の人が懸命な努力をしても、大半の住民が積極的に協力しない限り、自主防災は成功しません。意識の高低、知識の深淺があるわけですから、まずはベクトル、いわゆる方向性を合わせることを目的に取り組むことが大切です。そして、防災への取り組みを生活文化にまでしみ渡らせることができれば、いざというときに助け合える近隣との関係も構築ができます。

行事的な訓練をなくし、全ての基礎となる、基礎講話などの自助啓発訓練を繰り返し行うことと、有事を想定した実務的な訓練と、またコミュニティ強化のための訓練、いわゆるこれは楽しみを交え、運動会、お祭りのな防災フェス等を含みます。楽しめる、人が集まりやすくなるような意味合いを持った訓練を立て分けて企画し、行うことが必要と考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員おっしゃられる理想的な災害対応訓練として、議員のおっしゃられる考え方には非常に賛同いたします。

まず、訓練に参加していただいた全ての方が、訓練のプレーヤーとなり行っていただくことが理想だと考えております。各自主防災会の活動は、地域の特性、組織力、計画の実現性を加味しながら、それぞれ特色ある訓練を展開していると考えておりますが、地区によっては、昨年と同じほうが無難だとか、企画しても賛同者が少ないなど、さまざま事情があることも認識しております。

6月議会の中でもお話をいたしました。自主防災会全体会などの際に、先進的に取り組む団体の事例紹介などを行いまして、自主防災会の訓練や学区コミュニティの行事で言えば、例えば、運動会では防災借り物競走やホース巻きリレー、盆踊りをやるときには夜間ですので危険区域の把握、防災訓練に至っては避難所運営訓練などの紹介をさせていただきました。目的を持った訓練にさせていただけるよう努力しております。訓練が、議員もおっしゃられましたが、行事化とならないように、積極的に相談などに応じまして、活性化につなげていきたいと考えております。

また、市主催で行う防災フェスでございますけれども、現在のところは考えてございませんが、自主防災会全体会などで意見を伺いながら、楽しみの要素もあり、防災の啓発につながっていく催しが、市と地域、自主防災会がともに行っていきたいと思います。

を高めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

地域コミュニティの防災訓練ということに少しお話をさせていただきたいわけですが、先週とその前の週、2週に分けて、私ども弥富市は6つのコミュニティの中で、それぞれの防災訓練をしていただきました。

その中で、ことしは大規模訓練区という形のコミュニティが栄南学区でございました。このところにつきましては、非常に多くの関係者に御協力をいただき、防災訓練をやったわけです。

じゃあ、どういう防災訓練をやったかということでお話をさせていただきますけれども、いざというときには、一時的な避難場所に皆さん逃げていただく、避難をしていただく。その中には、けがをした人も見えるし、あるいは高齢者も見えるという形の中で、さまざまな形があるわけでございますけれども、いわゆる第一日赤、第二日赤の病院、そして副院長にも来ていただきました。そして、海南病院のDMA Tチームにも来ていただきました。そして、救護所をつくって、その中で医療救護の訓練をしたわけでございます。一時避難場所の隣接に救護所をつくって、医療訓練をした。そして、AEDという、地域住民の皆さんができる訓練はどういうことかということで、実際にそういうこともしていただいた。

そして、さまざまな形でけがをした人たちが運び込まれて、それをトリアージといいまして、ABCという形の中で、重症の度合いから分けていくわけですね。そうした形の中で、さまざまなドクターに診ていただくと。そして、その救護所ではとても負えないというような状況については、愛知県警のヘリコプターを借りまして、そういった総合病院へつれていくというような形で、従来のそれぞれの学区でやっていた防災訓練とは一味違った、本当に実施的な訓練をさせていただきました。

栄南学区は非常に人数も少ないわけでございますけれども、400名以上の方に参加をしていただいた。そして、最後まで熱心に、自主防災会も含めて、住民の方そのものが一つ一つの活動に対して、子供も参加していただきました。そして、子供が避難所でできることは何だろうということ。お年寄りの方の背中をさすってあげて、気分を落ちつかせてあげるとか、あるいは子供とお年寄りが話をするることによって、やはりお年寄りも気持ちが和らぐ。

そういうような形で、日常の中にあるものをその場所で設置しながらやったわけでございますけれども、非常にいい訓練だったなあというふうに思っております。ぜひ多くの方にも見ていただきたかったんですけども、大規模訓練は1つのコミュニティしかできません。次の来年も、そういうようなところでやりますので、さまざまな形の中で、これはまた1つの冊子にして、私どもの危機管理課から議員各位に、こういう訓練だったということを御報

告申し上げていきたいというふうに思っております。

新しい訓練をし始めましたということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 先週の日曜日の、栄南コミュニティで行われました訓練、日赤を中心とした災害医療の訓練、私も参加させていただきましたので、すごい迫力だったと思いますし、すごい臨場感のある訓練だったので、参加された方というのも、やっぱり緊張感が最後まで解けずに参加されたことだと私も思います。

ただ、住民という一つの目線で見るときに、もう一つ加えていただきたいことが実はあります。市、行政でやられる、さまざまな、去年の大がかりな防災訓練もございましたが、いわゆる災害があった、地震があるということが想定で、この間の南部コミュニティの防災訓練は行われました。マグニチュード9だったと。海溝型の地震で、津波が押し寄せてくると。それで、あそこの南部コミュニティに連なっているというところに不自然さがありますよね。だから、そこが私は訓練の、これは行政がいろいろ企画したものなのかどうか、またあちらの地域のコミュニティの中で、やはりちょっと話し合ってみてもいいんじゃないかと。不自然さあって、津波が来ているのに、南部コミュニティの1階で話をしているっておかしいですよ。話ができるんだったらいいですけど。

実際に日赤が来る状況というのは、本当に災害があって、津波がある地震があった後の何日後が設定なんだと。だから、その何日後まで私たちは生き残らなければならないから、そのためにはどうしたらいいかとやると、いわゆる応急救護のいろんな止血の訓練とか、AEDの訓練であるとか、心肺蘇生の訓練であるとか、そういったものが生きてくるんじゃないかなと思うんです。僕、トップダウンじゃいけないというのは、そういうところだと思います。

だから、変な話、市民からもこういうところから疑問が出ないということ自身が、自主性が育っていないんだということに気づかなきゃならないんじゃないかなと、僕はそのように思います。

これが怖いんですよ。実際の災害があったときに、本当に誰も助けてくれないわけですからね。地震があるのに、幼稚園の子であろうが、本当に高齢の方であろうが、それぞれの立場でその地震を受けたときにどうするかというところを想像して、こうすれば助かるんだということが一つのセットになって、みんながそれぞれを理解しているということが、やっぱり自助啓発という部分で一番大事なことはないかなと。

だから、みんなが同じような知識を持っているわけじゃないじゃないですか。やっぱり、高齢の方で、わしは絶対避難所に行くけれども、眼鏡と入れ歯と補聴器だけはなかったら生活できんと、ここだけは絶対外せんみたいなね。それだけ思っただけならば、それでも十

分だと思います。子供さんにしてみれば、さっきの片田さんの話じゃないですけど、お母さんのことを待たずに僕は避難所に行くと、これだけだと思いますよ。あなたが家に帰っちゃおうと、お母さんがあなたのことを心配して待っているだろうと。そうしたら、2人とも死んじゃうよと片田さんは教えます。お母さんも自分も助かるためには、君が1人で動くしかないんだよって、しっかり教えるわけですよ。こういうところが、「津波てんでんこ」の大事なところじゃないかな。

ただ、「津波てんでんこ」は弥富では通用しません。さっきも言いましたように、逃げる場所をしっかりと決めなきゃならないので。

だから、本当にそういう、僕が勝手にしゃべっているわけではなくて、実際にいろんな災害を教訓にしてみますと、やはり訓練とはいえ、想定とシチュエーションに矛盾があると、やっぱり残らないと思うんですよ。地震のマグニチュード9はこんなもんかみたいな話になっちゃおうと、やっぱりよくないと思うので、その辺は心配される地域だというなら、やっぱりシチュエーションが、今こういうところで集まっているのは、こういうことがあって、こうだからですよと、やっぱりしっかり説明していくことが必要なんじゃないかなと、そのように思います。

済みません、先に進みます。

ですので、防災フェスの話を本当はしたかったんですけど、市長からこの間の説明をいただいたので。簡単にだけ説明させていただきます。

いろんなところで防災訓練というものを参加しやすい、そういうふうなものに、実務的な防災訓練も絶対必要は必要だと思うんです。これは多分カメラで見てもちっちゃ過ぎてわからないので、口で説明します。これは渋谷区の総合防災訓練。民間のいろんな、もちろん企業も入り、また青年商工会とか、いろんなところが入って、スタンプラリーもありの、何せ復興に協力をされたミュージシャンとかアーティストの方が集まって、例えばディスカッションがありの、ライブがあったりとか、そういう1日、2日、楽しめるような状況。全部が全部、がちがちの防災なんかだったら誰も来ませんし、もういいわとなってしまうじゃないですか。いろんな楽しみを含めながらやっていけば、体験にも残る。

だから、変な話、この弥富の地域で、防災訓練で水消火器で消すやつがあるんですけど、あれが結局、得点になったりすると、子供らはむきになってやりますよね。並んでやるんだそうです、それをやるだけで。今はとりあえず順番に並んで、ぷしゅーとやるだけで何もないんですけど、あれを段にしてぱたん倒れるようにすると、もうみんな並んでやるんですよ。意味はわからなくても、水をやるのは上手になります。水をこれに充填してきてと言ったら、自分でやりに行きます。そういう自主性が生まれると。そういう訓練もあるということです。

もう一つ、ちょっと特筆してお話ししたいのが、これは弥富市も、「かえるバザール」というのがあるんですけど、これは「かえっこインターナショナル」といって、いわゆる子供さんのおもちゃを持ち寄って、要らんおもちゃを持ってくるじゃないですか。それをかえっこ事務所がポイントで受け取るわけですよ。そこには、以前に受け取ったおもちゃが置いてあるわけです。そのポイントで違うおもちゃをゲットできるという、要はリサイクルみたいな、そういうシステムがありまして、5月に弥富のママさんグループが企画してやって、多分広報の方も取材に来られたかな。ホームページにも紹介をされています。

それと防災がくっついているのが、「かえるキャラバン」でございまして、そのおもちゃを交換するポイントをゲットするために、これは神奈川県海老名市の扇町というところなんですけど、ここはさっきの水でしゅーっとやるやつとか、いろんな防災訓練の中でポイントを稼いで、全部やってきたよといったら5ポイントあるから、5ポイントでかえられるおもちゃと交換するよとか。そうすると、もうお子さんと一緒のお母さん、みんな参加しますみたいなね。

だから、いろいろ工夫をすると集めることというのはいろいろできると思います。防災フェスとは言いましたが、本当に弥富市で防災というのを売りにしていくと、僕が1人で言っているだけかもしれませんが、本当に防災先進都市を目指して、防災は、ここ海部では弥富が一番だというぐらいのところまでになれば、各地域から人が呼べるような、本当の意味でのお祭りになるんじゃないか。津島が天王祭をやるなら、弥富は防災だというぐらいの勢いの規模のお祭りをやっていただければいいんじゃないかなと。

先に進みます。

政府のIT総合戦略本部は、自治体が災害時にツイッターやフェイスブックなど、SNSを活用するためのガイドブックをホームページに公表しました。大規模災害時の情報伝達手段として、電話やメールよりSNSがすぐれていることは、東日本大震災などで多くの国民が経験をしています。

救命・救援活動の最前線を担う自治体がSNSを積極的に活用する意義は大きく、政府がサポートすることは当然と言えます。

ガイドブックでは、低コストで簡易にSNSを活用するための基本的な知識のほか、昨年の熊本地震や台風10号で被災した自治体がSNSを使って情報発信した事例を紹介しております。

SNSの利用で注意しなければならないのが、にせ情報です。実際、東日本大震災の被災地では、外国人犯罪が横行との流言を8割以上が信じたといいます。熊本地震では、ライオンが逃げたとの悪質なデマが拡散し、行政の災害対策を妨げました。国際社会でも、真実に基づかないフェイクニュースがネット上で問題となっております。

情報の信頼性をどう確保するか。ここにSNS活用の成否を握る鍵があります。

この点、ガイドブックでは、情報の発信者として、災害の専門家、自治会・消防団の責任者、有益な情報を提供した実績のある人を事前登録する制度の導入や、位置・時間情報を投稿に記載するよう住民に働きかけるなど、具体的な対策を示しております。

災害対応にSNSを利用している自治体は、全体の約5割にとどまっております。自治体担当者の意識の差で大きく分かれるというのが実情でありまして、政府がガイドブックを作成した理由もここにあります。この件については、ことしの3月議会でも指摘をさせていただきました。

現在、弥富市には市公式アカウントと災害情報ツイッターの2つがあります。プロフィールには、いずれも災害情報を発信するとありまして、市公式ツイッターはフォロワー数も950を超えておりまして、もう1,000にも届くというところまで来ております。災害情報ツイッターは、この間ようやく100を超しまして、これは設置されたのが3年前か4年前ぐらいですよね。で、100です。

ツイッターは積極的にフォローをしない限り、広がりません。フォロワーの数しか、投稿は見られません。

最近では、台風5号の接近時に、自主避難のための一時避難所開設の連絡が、閉鎖と合わせて2回投稿されたんですね。市公式ツイッターがリツイートをしていなければ、こんな少ないフォロワーでは、投稿の信用性、成り済ましじゃないかと、逆に思われてしまいます。

なくすのであればなくす、運用するのであれば、ふだんから情報をしっかり発信していただき、フォロワーをふやしていただきたい。そうでないと、かえって混乱を招くことになります。

情報は、災害後に必要な情報と常日ごろから自助意識啓発のための事前情報の発信が必要と考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

議員の御質問のとおり、私どもはツイッター2つで運用しております。この2つに分けております理由につきましては、市災害情報ツイッターについては、ふだんの標準のホームページでありまして、トップページに優先的に表示する仕組みをとっております。また災害時には市のホームページ自体を災害モードとして画面構成に切りかえますが、こちらにおきましても、当然市の災害情報ツイッターが優先される仕組みとなっております。

このことから、市災害情報ツイッターにつきましては、災害時に災害対策本部の公式情報のみを発信するために分けております。市災害情報ツイッターのフォロワーが少ないことで御心配をおかけしておりますけれども、市公式ツイッターでリツイートすることで、市公式

ツイッターのフォロワー全ての方が確認するような運用で補完してまいりたいと考えております。

議員の言われるとおり、発災時のSNSの活用は、災害時には情報が錯綜することもありまして、信頼性が最重要でございます。市ホームページや公式ツイッターから情報を取得していただくことを事前情報の発信としても、より自主防災会全体や防災講演会、出前講座の中に取り入れまして、広報、ホームページでの周知や啓発をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今の部長の答弁は、申しわけないですけど、言葉は悪いですけど、部長が打っているわけじゃないですよ。部長が打っているわけじゃないので言うんですけど、言いわけにしか聞こえない。ツイッターをやるのであれば、やっぱりその最大の利用価値というのがありますよね。先ほど申し上げましたけど、総務省がガイドブックを出しているぐらいなんです。どうやって使ったら有効的に広がるのかと。その中にも書いていますよ。情報発信に関する職員、住民への啓発がなされていることが条件ですよと、まずは。だって、情報を流すためのツールですから、しっかりそのことを知った人がやらないと意味ないんですよ。

ホームページの一面に出るというんだったら、初めからホームページに載せておけばいいんですよ、ツイッターのフォローがないんだから。それなら、公式ツイッターでリツイートすればいいんです。逆に、変な話、さっきも言いましたけど、災害ツイッターがあるために、これを僕はやめろと言っていないです、ありがたいと思うんです。やるんだったら、とことん日ごろからやってもらったほうが、市民のためにはいいんです。

でも、今みたいな扱い方で、しかもこの間は申しわけないですけど、自主避難のための避難所開設というのが、閉鎖と合わせて2つやったんです。本当に災害情報だったら、この間の台風13号でしたっけ、5号でしたっけ、紀伊半島沖に950ヘクトパスカルで近づいていまして、雨風を伴い大変危険ですと、皆さん気象情報はしっかり見てくださいねというのが本当の情報ですよ。せっかく一時避難所が開設されましたというんだったら、本当に何も無い、風も吹いていない、雨も降っていない、安全なときに、今のうちに避難してくださいねといえ、連なっていますよね、2つの情報が。これこそ役に立つ情報だと思うし、そういう情報を市民はとりたいと、僕は思っていると思うんです。

だから、災害情報ツイッターを続けるのであれば、こういう危険が伴っているときは、やっぱりとりたいたいわけですが、情報をね。できたら1カ所でとりたいたいです。僕でも、やろうと思ったら気象庁を見て、中部整備局のホームページを見て、今は川の河川情報なんていうのは市のホームページで全部見られるようになっているので大分楽になって、僕もちょっと使わ

せてもらっていますけど、そういう情報が市民は欲しいんであって、災害情報ツイッターをやるのであれば、本当にもうちょっと総務省のガイドブックでもしっかり勉強していただいて、有意義な発信ができるように。

先ほど部長がおっしゃった、本当に自助啓発のために、日ごろから市と防災という一つの情報で市民に対して啓発をし、つなげていく媒体としてやっていただくように、これだけはちょっとお願いしたいんですけど、どうですか、部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、使われなければ意味がないものですから、積極的に使えるように、活用するように努力いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市の今、公式ツイッターを担当している方、割とわかっていらっしゃる方みたいで、歴史民俗資料館も公式アカウントをとったようで、公式アカウントがとりにくいので公式と書いているだけですけど、だけど市の公式アカウントがリツイートをすることで信憑性が増すんですよ。それだけ、市の公式ツイッターが今、利用価値が伸びているということは、僕は評価に値するんだと思うし、特に災害というのは、そういうときに必要な情報を流す大切なツールですから、日ごろから、本当は申しわけないけど、市公式ツイッターの2倍、3倍のフォロワーがあってもいいぐらいです。部長が頑張ってやっていただけということなので、しっかり私も応援させていただくので、よろしく願いします。

弥富市議会もそうですし、弥富市民の中には自分のを公表して、公式とまでは言いませんけど、弥富市でアカウントをとっていらっしゃる方もいらっしゃいますから、そういう方も積極的にフォローしていくと広がっていくんですよ、部長。フォローしないと広がっていかないので。変な人をフォローして変なニュースが入ったら、ブロックすればいいんですから。そういう形で、使い方をしっかりわかった上で使うということが情報発信、SNSを使う上では大事なことだと思いますので、よろしく願いします。

続いて、去年は市主催の津波避難計画ワークショップが開催されましたが、今後、取り組みにどう生かされていくのか。先ほど部長からも説明がありました。また、ワークショップの形式は、今後もさまざまな訓練の中で行われていくことと思います。

3月議会でも申し上げましたが、誰が参加してもよいように。なぜ、誰が参加してもよいようにと申し上げますと、これを企画したときに、声をかけるのは多分防災会の役員であったり、自治会の役員だったりすると思います。僕は、弥富市の方はすばらしいから、本当に尽力を、地域のためにやってこられた方、有力者の方、そういう方がいらっしゃいます。でも、ここにもし新しい方が参加して、そこで会話するというのであれば、一定のルールを持

っておかないと、声の大きい人に負けてしまって意見を言えなくなったら、ワークショップの意味ないんですよ。そういうのをなくすために、しっかりグランドルールを決めておくことが大事ですよと3月議会でも申し上げました。

そして、この際、このワークショップも含めて、先ほど部長がおっしゃった自助啓発をして、自主防災組織というのを設立100%にすることはもちろんだけれども、活性化も続けていくというのであれば、どういう形が動いていく形としては理想なのか。中途半端な人を抱えるんじゃないくて、この際、本当に各地で活躍をされています方。今度、総務建設経済委員会が岡山県の瀬戸内市に視察に行かれますよね。瀬戸内市には、瀧本さんという有識者の方が何年も通じて、年間アドバイザーとして入っていらっしゃる。こういった方を立てて、客観的に行政と自主防災組織の成り立ちなどを見ていただける方というのが僕は絶対必要だと思うんですけど、中・長期的な計画を着実に進めるべきと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

今年度10月、11月に、防災に関するワークショップを開催する予定でございますけれども、その中で、NPO法人の愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会に御協力いただきまして、その際、相手の意見を否定しないなどのグランドルールを説明した上で、皆様が気持ちよく参加していただけるような配慮をしてワークショップを開催してまいりたいと考えております。

第三者を立てて、計画的に事業を行うことは、重要な一つのツールであると考えておりまして、現在は愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと情報の共有や研修等で連携をとり、アドバイスをいただいております。現状は、事業ごとに検討しながら進めておりますが、今後は中・長期的にどのように第三者にかかわっていただけるかを検証してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ積極的に、どこにも負けない、さっきも言った海部では防災といたら弥富やというぐらいの、一番いい人。片田さんでいいんじゃないですか、引っ張ってくださいよ。大して、お金がかかる……。本当に僕、実は片田さんであるとか、今テレビで、防災アドバイザーの山村武彦さんであるとか、岡部梨恵子さんであるとか、いろんな方がいらっしゃいますけど、SNSを使ってやると、その人が金もうけでやっておるのか、ほんまにやっておるのかというのが割とわかりますよ。今、名前を言った方は、もう本気でやっていたらいい方ですから、ぜひひとつ……。前に、一度、僕、危機管理課には資料もお持ちしたぐらいですから、ぜひコンタクトをとっていただいて、何ぼぐらいか聞いてもらっ

たら、もし市長の許す範囲であれば、入っていただくと絶対市にとってはプラスになると思いますから、前向きにちょっと検討していただきたいなと思います。

ワークショップに関しては、本当に自治会の自主防災会単位で、来月も地元の自主防災会で、危機管理課の方に入っていて、DIGの訓練をいたしますけれども、その前でも、弥富市としてのグランドルールというのを定着させるぐらい厳しく言っていただくと、先ほどから問題になっている、自治会での格差ですよ、世代間格差。

もう、最後の問題が時間がないのでできないかもしれない、先に言うておきますけど。

本当に弥富の方というのは真面目な方が多くて、地域のためには自分の苦勞もいとわんという方がいらっしゃる年代と、20代、30代、個人主義、合理主義の人たちが融合しているのが町会ですよ。そういう人たちというのは、自治会に入る理由がわからんと言うんです。さっきみたいに、役所に電話して、入らなあかんという法律はありますのんかと。法律はないですと。じゃあ、入らなくてもいいですよねととるタイプの人たちです。

だけど、50代、僕らの年代から上の人とかいうのは、入ることが当たり前じゃないかと、何をばかなことを言っているんだみたいな、その年代とのギャップ。

これを話し合う機会というのは、防災でいうワークショップというのはいすごいい機会じゃないかなと思うんです。ですから、そういう機会でグランドルールというものを何のために敷くのかということをしかり行政側が理解をしていただいて、だからトップダウンではいかんわけですから、今回、市も総合計画のワークショップをされると思いますけど、多分ファシリテーターが大学生で入るのかな。その辺のあたりのことはしかりやっていただけると思いますよ。

そうじゃないと若い子は意見を言えませんか、初めて来た人が。でも、それで気づくんですよ。会話していく中で、やっぱりやってきたことについて尊重と敬意を払って、新しい意見も入れていく。そこで初めて、弥富市独自の一つの計画、防災なり、まちづくりが進んでいくんじゃないかなと、そのように思います。

ですので、ぜひとも具体的にグランドルールを決めて、しかり進めていただきたいなと思います。

続いて、質問を進めさせていただきます。

講師を招いて行う自助啓発セミナーなどは、市主催で開催した場合は中央公民館とか、この十四山のアリーナとかでやりますと350人とか400人ぐらいしか集められないわけですね。参加できる人数が限られてしまいます。

冒頭に申し上げましたとおり、自助啓発こそは防災の基礎となりますので、せめてコミュニティ単位で広く住民を対象として、セミナーを開催していただきたい。それを可能とするためには、現在、防災関連の補助金制度、これはすごいい制度なんですけれども、その制

度を資機材だけじゃなくて、そういう具体的なコミュニティ単位、また自治会単位での防災に対する取り組みに関しては使えるようにしていただくことはできないか、ソフト面でも使えるような制度にならないか。そのことについて、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

自主防災会での開催につきましては、今後、今ある制度の中で、補助金の見直しをさせていただきたいと思えます。学区につきましては、まちづくり補助金のほうを御活用いただければと思えますが、自主防災会でやるほうにつきましては、補助金の制度を今度、見直しさせていただきますので、そちらで活用できると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ前向きに検討していただきますと、行政側から活性化に向けてのいろんな提案がしやすくなるんじゃないかなと思えます。

先ほど言いました市主催の防災フェスは不可能であったとしても、コミュニティの訓練にもうちょっと何か工夫を凝らすことの幅がとれるんじゃないかなと、そのように思えます。

人的苦勞が重なるとなると大変というのはありますけれども、結局自主防災組織のありようというのは自助啓発ですので、ここに力を入れていただく一つの題材として、ぜひこの防災資機材の補助金制度をそういうソフト面でも使えるように。また、その際には、できたらその地域がどういう方向性をもって、どういう計画をもって、その防災にかかわるのか。場当たり的なものにするのに一々補助金を使うというんだったら、そのハードルはしっかり持ってもらったほうが僕はいいと思えますので、ぜひ検討をお願いしたい、そのように思えます。

続きまして、伊勢湾台風を超えるような大規模水害が発生した場合、海拔ゼロメートル地帯が広がる木曾川下流部では、洪水、高潮による広域的、長期的な浸水が想定されております。そんな状況下でも、犠牲者ゼロの実現を目指して、事前に広域避難を行う木曾川下流部広域避難実現プロジェクトは今後どのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

この国土交通省が進めております広域避難プロジェクトにつきましては、伊勢湾台風を超える規模の災害に備えまして、犠牲者ゼロの実現を目指し、8市町村、津島市、愛西市、蟹江町、飛島村、桑名市、海津市、木曾岬町、弥富市による広域避難などを取り入れた組織でございます。

第1回を昨年10月に開催いたしまして、各市町村の現状の取り組み、今後の予定を話し合い、第2回をことし6月に開催いたしまして、大規模水害時の犠牲者ゼロの実現に向けて

をテーマに8市町村の首長が伊勢湾台風の経験談などを交えまして、ディスカッションをいたしました。7月には、バスによる広域避難訓練を実際に実施いたしまして、私どもは一部の自主防災会に御協力いただきまして、当市も参加したところでございます。

今後は、随時幹事会 ―― 防災担当者でございますけれども ―― などを開催いたしまして、各市町村の防災部局だけではなく、福祉部局とも連携したワーキンググループを行いまして、高齢者を対象に絞った計画づくりを進めていくことが決定されております。浸水区域害に広域避難した場合の実現困難度を軽減させるための整理と改善方策、域内避難と域外避難の組み合わせの考え方などについて検討してまいります。

このように、引き続き構成団体とともに、犠牲者ゼロの実現を目指し、取り組んでいくということでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に、これを進めていかれるというのであれば、まず市民の方に理解をしていただくことが大事だと思います。

弥富では、2011年の3月に東日本大震災がありましたけど、2月、ちょうど1月前に片田さんに、スーパー伊勢湾台風について、この広域避難プロジェクトの内容と似たものですが、講演をいただいでいて、ここで本当に被害に遭わないためには、台風が迫っているという前で、そのときの講習では11時間前、まだ風も吹いていない、おてんとうさんも出ている段階で避難をするんだよというような話がありました。

広域避難というのは、まさに自治体が主導をしてバスで移動するというものではなくて、あと地域の方が、やはり日常生活が継続できるように、その避難を避けるために避難をするという意味だと僕は理解をしているんですけど、そこの辺は違いますかね、部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） おっしゃるとおりでございます。バスで避難することがそのものではございません。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そうであるならば、せつかく今、弥富市全体的には、僕は本当に早急に決めなきゃならないと思っていますけど、緊急時一時避難場所の、誰がどこへという部分を地域で話し合ってもらおう中で、いろんな話が進むと思いますので、そこは本当に悪いんですけど、トップダウンじゃないけど、主導して、こういう題材の提供を行政のほうからしていただくと、一気に活性化も進むんじゃないかなと思います。その中で、やっぱり話ができないならば、その地域の課題が浮き彫りになるんじゃないかなと、そのように思います。

僕は、そういうところでの連絡協議会の事務的な役目というのは、この間、部長が前回の質問でも答えられたとおりでございますので、そういうところを具体的に課題解決に向けて、

部分的にやっついていかないと、本当に市の防災で、市長の言われる災害被害者ゼロなんて、夢のまた夢になっちゃう。これをやるには、具体的にやっついていかないとだめだと思うんですね。しかも、それを継続するためには、楽しみもなかったらいかんわけですよ。しんどいことばっかりをやったら、絶対皆さん、地域の方は嫌な気持ちになっちゃって、もう弥富にほんまに住みたくないなということになってしまいますと、これは逆効果でございますので、しっかりこのあたりも進めていただきたい。

あと5分。あともうちょっとなんで、飛ばしてやっちゃいます。

それでは、次は自治会の話なって、終わりたいと思いますけど、情報化の進展で、日常生活は便利になった反面、地域での協働の必要性が低くなり、それが生活単位の縮小、小規模世帯の急増をもたらしております。これが少子・高齢化の進行と並行し、進んできました。

町内会、自治会は、住居イコール世帯を単位として組織をされております。そして、世帯内の問題は世帯内で解決をし、地域組織は環境の整備や交通安全、防犯の活動、そして住民参加の地区行事という世帯を超えた領域での活動を行えばよいという役割分担ができておりました。

しかし、単位となる世帯の人数が減って、家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、同時に非正規雇用の拡大と貧困層の膨張、それと合わせて進む公的福祉政策の分担化で、個人や世帯の負担がふえ、地域の活動に参加することが難しい、そういう世帯がふえてまいりました。

こうした状況下では、町内会、自治会が従来どおりの組織運営や活動をしているだけでは、組織加入率や行事参加者が減少するのは当然です。世帯、家族の縮小と個人化が進む中で、町内会、自治会には支え合う高齢福祉など、住民個人を対象とした活動を行うことが求められるようになってまいりました。

現代の町内会、自治会が直面する問題は、住民の理解や関心が薄いことだけでなく、世帯の構造変化から生じてくる問題が底辺にあります。町内会、自治会は、自主防災組織の基盤であります。状況に違いはあれど、人口減少と過疎化、少子・高齢化、世代間格差、自治会加入の減少、人間関係などさまざまな問題を抱えていると思います。

こういった問題の改善・解決に向けての取り組みが自主防災組織の設立や活性化につながるとも考えております。

町内会、自治会の活動における行政の役割を市はどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

町内会、自治会活動においては、全国的に若い世代、ひとり暮らし世帯、居住年数が浅い

世帯で加入率が低い傾向にあるといわれております。

本市においても、近所づき合いの希薄化が危惧される反面、町内会、自治会など、地域には防災面の取り組みや支援が必要な住民への対応についても、自助・共助の面からも期待が大きくなってきております。また、地域活動の担い手不足という問題もあり、地域にとっても多くの課題があらわれてきております。

このような状況の中、行政といたしましては、補完性の原理に基づき、公助としてできることを地域の自主性・自立性を重んじながら、地域住民からの要請に応じて適切に後方支援を行い、地域住民と行政との協働による取り組みを進めることが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） わかるとおりなんですけど、それでしたら、そこまでおっしゃるんですしたら、先ほども言いましたホームページに載っている住民に対しての町内会、自治会への御案内って、課長は見られたことはありますか。あれを見られたのであれば、物すごい書いていることが薄いですよ。もうちょっと僕は濃い内容のものを書いていくことを考えてもいいんじゃないかなと私は思うんですが、ぜひ近隣自治体とかとも調整をしていただいて、自主防災組織が法的根拠がある中でつくられていくのであれば、それを補完するのは自治会なんだから、ぜひ入ってくださいよくらいの勢いで書いてもいいんじゃないですか。だって、それに対して予算も出ているわけですから。そうじゃないとあなた損しますよくらいの勢いで、僕はいいと思うんです。

最後、質問になりますけど、ほとんどの自主防災組織は、町内会、自治会が基礎となっておりますが、そうすると、みずから求めない限り、町内会、自治会の非会員には必要な情報が届かないおそれがあります。

例えば、市の広報や議会だよりなど、市の刊行物は町内会、自治会を媒介して、個々に届けられているのが現状だと思いますが、町会に非加入の方に関しては届いていないのではないですか。そうならないために、未加入世帯には、先ほど申し上げたとおり、義務ではなく権利と必要性を啓発するような御案内をぜひともしていただきたいと思うんですが、市の認識を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

町内会、自治会への加入につきましては、義務ではないことから、未加入の方もあるかもしれませんが、市民の皆様への広報の配付につきましては、各地区の区長補助員を通じて、各管内の御家庭に配付をしていただいているところでございます。

しかし、町内会、自治会等への未加入の方には配付されないケースもあるように聞いてお

ります。現状では、自治会等から広報等が配付されない方につきましては、市役所、図書館、福祉センター、コミュニティセンター等の公共施設で入手していただくか、市のホームページでも広報等の内容を掲載しておりますので、そちらでの確認をお願いしているところでございます。

また、非常時、災害等発災時の情報提供につきましては、先ほどの回答と重複いたしますが、同報防災無線、エリアメール、市安全防災メール、市ホームページ、テレビのデータ放送、西尾張CATV、エフエムななみ等のさまざまなツールを活用して発信してまいります。

市といたしましては、安全・安心で住みよいまちを築いていくためにも、防災担当、広報担当を初め、関係各課で連携を図り、日ごろから迅速で的確な情報発信に努めてまいります。

最後になりますが、町内会、自治会への加入につきましては、各地域コミュニティ、各地区の役員の方に共助の必要性をお伝えし、非会員の加入についての啓発について努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 時間が来ましたので終わります。

防災会の啓発というか、活性化について、今回質問させていただきましたけれども、その母体となるのは、あくまでもやっぱり自治会であるし、自治会でいいますと、住民の生活が基盤になるんだと。こういう子細の部分というのが全部に伝わってこそ、先ほど、法的根拠の中で自主防災組織がつくられているわけですから、情報とかも、やっぱり公平性をもって伝わっていかないといけないんじゃないか。そのためには、やっぱり法律で規定されていないから自治会に入らなくていいよという答え方ではなくて、入ったほうが得でしょうと。そのぐらいの強い思いで案内をしていただくことを切にお願いして、ホームページが変わることを祈っていますから。私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武田正樹

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎